



平成25年(ワ)第9521号, 第12947号

平成26年(ワ)第2109号 平成28年(ワ)第2098号, 第7630号

損害賠償請求事件

原告 原告番号1-1 外239名

5 被告 国 外1名

2021〔令和3〕年11月4日

準備書面 83

10 一被告東京電力共通準備書面(30)等に対する反論一

大阪地方裁判所第22民事部合議2係 御中

上記原告ら訴訟代理人

15

弁護士 金子 武 嗣



弁護士 白 倉 典 武



〈目次〉

	第1	はじめに	8
	第2	原告らが本件事故によって受けた被害は甚大であり，被告東京電力から，その被害を填補するだけの賠償はなされておらず，そもそも高額な支払いなどな	
5		されていないこと	9
	1	被告東京電力は原告らが侵害された権利・利益について適切に評価していないこと	9
	2	受忍限度論が妥当しないこと	10
	第3	被告東京電力の主張は損害賠償法に関する誤った理解に基づく主張である	
10		こと（損害賠償の目的は原状回復にあること）	12
	第4	原子力損害紛争解決センターにおける和解や直接請求における支払は和解	
		に基づくものであり被告東京電力の主張は和解の確定効に反すること	13
	1	はじめに	13
	2	ADRにおける和解契約について	13
15	(1)	合意が成立すれば和解契約書が締結されること	13
	(2)	和解契約書の内容	14
	(3)	損害費目や発生時期を特定して損害を賠償する和解契約が成立している	
		こと	14
	3	「直接請求」による支払も和解契約に基づく支払であること	15
20	(1)	個々の損害の発生を認めたうえで，これを填補するとの合意（和解契約）	
		のもとに賠償が行われたこと	15
	ア	はじめに	15
	イ	直接請求による支払の手続等	15
	(2)	被告東京電力の主張する「精算条項」について	16
25	ア	被告東京電力の主張	16
	イ	全体を見れば被告東京電力が主張するようには解釈できないこと ..	17

	ウ 被告東京電力自身も精算が予定されているとは認識していなかったと 考えられること	18
	エ 被告東京電力が主張するような意思の合致がないと考えるべきこと	19
5	4 同種事件の裁判例においてもADRと直接請求のいずれについても和解契 約であるとされていること	19
	(1) はじめに	19
	(2) 新潟地方裁判所令和3年6月2日判決（甲A39号証）	20
	(3) 高松高等裁判所令和3年9月29日判決（甲A40号証）	21
10	5 まとめ	22
	第5 中間指針等の位置づけ（賠償額の最低限を画すものであること）	23
	1 はじめに	23
	2 賠償額の最低限を画するものであることが中間指針に明記されていること	23
15	(1) 中間指針2頁（はじめに）	24
	(2) 中間指針3頁（第1 中間指針の位置づけ）	24
	(3) 中間指針5頁（第2 各損害項目に共通する考え方）	24
	(4) 中間指針20頁（第6 精神的損害）	24
	(5) 中間指針の記載から理解されること	25
20	2 被告東京電力が引用する大塚，鎌田発言について	25
	(1) 大塚発言について	25
	(2) 鎌田発言について	26
	3 当時の能見会長の発言からも中間指針等に基づく賠償金額は被告東京電力 （あるいはその背後にある被告国）が自主的に支払いに応じる範囲の金額にと どまっていること	27
25	4 小括	27

	第6 財物損害（物的損害）について生活再建のためとの主張や「みなし賠償」	
	との主張について	28
	1 はじめに	28
	2 生活再建のために十分な資金を確保するという視点に立って財物賠償の賠	
5	償基準が定められているとの主張は事実と反すること	29
	(1) 被告東京電力の主張	29
	(2) 被告東京電力の証拠引用は不正確であり恣意的に言葉を置き換えている	
	こと	29
	ア 避難指示区域の見直しに伴う賠償基準の考え方について（乙D共24	
10	号証）の記載	30
	イ 経済産業省ニュースリリース（乙D共383号証）の記載	31
	(3) 生活再建は「幅広い損害項目について一括支払を可能にすること」によ	
	り十分な資金を確保することで実現しようとしたこと	31
	3 「今回の賠償基準」は被害者等の実情から当然認められるべき賠償基準で	
15	あること	32
	4 「みなし賠償」という曖昧な言葉に基づく主張について	33
	(1) 被告東京電力の主張	33
	(2) 中間指針第二次追補の内容	34
	(3) 価値減少分を推認して損害の賠償を行っていること	34
20	第7 家財の賠償について	35
	1 被告東京電力の主張	35
	2 家財賠償に関する支払基準が定められた経緯	36
	(1) 中間指針（2011〔平成23〕年8月5日）	36
	(2) 「避難指示区域の見直しに伴う賠償基準の考え方について」（2012	
25	〔平成24〕年7月20日。甲D共179号証の2及び3，乙D共24号証）	
		37

	(3) 被告東京電力プレスリリース「個人さまに対する家財の賠償に係るご請求手続きの開始について」(2013〔平成25〕年3月29日。甲D共299号証)	39
	3 定額賠償とされた理由は立証負担の軽減にあること	41
5	4 家財賠償の支払いにおける合意	42
第8	不動産に関する損害の賠償について	43
	1 被告東京電力の主張	43
	2 被告東京電力は個別具体的に過払いの主張をなすべきこと	43
	3 宅地・建物の評価方法について	44
10	(1) 全損等の評価について	44
	ア 簡便な立証であることは金額が有利であることを意味しないこと ..	44
	イ 本件の原告については全損評価がなされるべきこと	45
	(2) 宅地の評価は時価相当額を算出するものであり被害者に特に有利な方法ではないこと	45
15	(3) 建物の評価も時価相当額を算定するものであり被害者に特に有利な方法ではないこと	46
	4 持ち家に関する住居確保損害について	47
	(1) 被告東京電力の主張	47
	(2) 住居確保損害に関する議論の経過	48
20	ア 中間指針(2011〔平成23〕年8月5日)	48
	イ 「東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定に関する中間指針二次追補(政府による避難区域等の見直し等に係る損害について)」(2012〔平成24〕年3月16日)	49
	ウ 原子力損害賠償紛争審査会の議論	51
25	エ 「東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針第四次追補(避難指示の長期化等に係	

	る損害について)」（平成25年12月26日）	56
	オ 経過に関するまとめ	58
	(3) 差額説と矛盾しないこと	59
	ア はじめに	59
5	イ 窪田教授の論考について	59
	(4) 本件事故による物的損害（不動産に関する損害）に対する賠償であること	63
	5 田畑の賠償について	63
	第9 借家に関する住居確保損害について	64
10	1 住居確保損害の賠償基準	64
	2 賠償基準策定に至る経緯	64
	(1) 中間指針第四次追補（2013〔平成25〕年12月26日）	64
	(2) 第四次追補に先立つ原賠審における説明内容	65
	(3) 被告東京電力による平成26年4月30日付プレスリリース	66
15	3 借家に関する住居確保費用の支払いにおける合意	68
	4 小括	69
	第10 住居の補修・清掃費用	69
	1 住居の補修・清掃費用の賠償基準公表の経緯	69
	(1) 「避難指示区域の見直しに伴う賠償基準の考え方について」	69
20	(2) 「避難指示区域の見直しに伴う賠償の実施について（旧緊急時避難準備区域等）」と題するプレスリリース	70
	2 30万円の定額賠償を原則とした理由は立証負担の軽減であること	71
	3 住宅等の補修・清掃費用の支払における合意	71
	第11 就労不能損害と「特別の努力」	72
25	1 就労不能損害の賠償基準に関する経過	72
	(1) 中間指針第二次追補	72

	(2) 被告東京電力プレスリリース「個人さまに対する４回目のご請求書類の 発送について」（２０１２〔平成２４〕年６月２１日）	73
	(3) 「避難指示区域の見直しに伴う賠償基準の考え方について」	74
5	2 本件事故の特殊性から「特別の努力」として５０万円までの中間収入を控 除しないとされたこと	74
	3 就労不能損害の支払における合意	76
	第 12 直接請求やADRにおける被告東京電力の姿勢からも損害についての立 証を求めている等の主張は真実に基づかないこと	76
	1 はじめに	76
10	2 被告東京電力の不誠実かつ背信的な賠償姿勢からして損害立証を求めてい ない等の主張は事実に基づかないことが明らかであること	77
	(1) 直接請求における被告東京電力の問題点	77
	(2) ADRにおける被告東京電力の問題点が繰り返し指摘されていること	78
15	(3) 被告東京電力の不誠実性・背信性.....	80
	(4) 小括.....	80

第1 はじめに

本書面では、主として被告東京電力共通準備書面（30）に対する反論を行う。同準備書面において、被告東京電力は、直接請求手続について説明すると
5 して、個別原告を挙げて主張を展開している。被告東京電力が直接請求手続について主張するのは、「本件事故による損害の全体を評価した上で既払い金の全額を差し引くことが」必要であるという結論のためである。なお、被告東京電力が近時主張し始めたこのような主張を、以下では「新弁済の抗弁」と呼ぶこととする。

上記の新弁済の抗弁の前提として、被告東京電力は「損害項目毎に各自の個別事情を踏まえて検討した場合には、損害の発生が認められない、あるいは本
10 件事故と損害との因果関係は認められないなど、裁判実務においては賠償されるべき損害であると通常は認め得ないケースも含めて、定型的な賠償を通じて賠償金が支払われ、結果として過剰な賠償がなされるという実情」があるとする。

そこで、本書面では、必要に応じて、同準備書面の主張に関連する（あるいは前提となる実情であると）被告東京電力が主張する事実（直接請求手続きが
15 ①多くの賠償項目に関し損害の発生及び損害額について立証を求めている、②損害の発生及び具体的な損害額の確定やこれら具体的検討の上での合意を経していない、③訴訟が提起された場合にまで同様の考え方で損害算定がなされるものではない等）に対しての反論を補充し、原告らの主張を述べるものである。
20

なお、被告東京電力共通準備書面（30）の論述の大半が原告21番、23番に関する主張であり、これをもって全体を論じようとしていると思われるが、この準備書面の主張をもって全体の賠償額が高額であるなどと論じること
25 は到底出来ない。「結果として過剰な賠償がなされ」たかどうかは個別の原告毎に判断されるべき事柄であって、1人の原告に関する主張は他の原告にとって

は意味を持たない。被告東京電力は、「既払い金の全額を差し引くことが」できるという事実について原告毎に具体的に主張しなければならず、個別具体的な主張をしないのであれば、被告東京電力共通準備書面（30）に記載された主張は、（同書面において取り上げられた個別原告に関する主張としてはともかくとしても、他の原告との関係では）本訴訟においてはせいぜい事情としての意味しか持たない。

なお、原告番号21及び23を含め、同書面において取り上げられた個別原告に関する具体的事情については、個別書面において反論する予定であることについても付言しておく。

第2 原告らが本件事故によって受けた被害は甚大であり、被告東京電力から、その被害を填補するだけの賠償はなされておらず、そもそも高額な支払いなどなされていないこと

1 被告東京電力は原告らが侵害された権利・利益について適切に評価していないこと

被告東京電力は、直接請求手続を通じて、あたかも十分高額な賠償金の支払いがなされているかのように主張している。

しかしながら、本件事故によって原告らが受けた損害の甚大性・深刻性からすれば、直接請求手続を通じた賠償の額が十分であるなどとは到底評価できない。

これまで、2017〔平成29〕年2月16日付け準備書面39及び2019〔平成31〕年2月12日付け準備書面61で述べてきたとおり、原告らは、本件事故時の居住地を問わず本件事故によって包括的生活利益としての平穏生活権を侵害されている。具体的には、①従前の日常生活を阻害されることなく平穏に暮らす権利としての平穏生活権、②自由な意思決定に基づいて自己の人格を形成、発展させていく人格発達権が侵害されている。

本件事故による被害者はみな、無用な被ばくを余儀なくされ、健康影響への不安や恐怖を感じながら生活しなければならなくなった上に、無用な被ばくを避けるために避難せざるを得なくなり、避難によって本件事故前に存在していた社会生活関係を容赦なく奪われることとなった。

- 5 また、社会生活関係を奪われたことで、本件事故がなければその社会生活関係を通じて自己の存在意義を認識、確立して人格を発達させることができたにもかかわらず、本件事故がその利益を奪ったのである。

- 10 かように、原告らは包括的生活利益としての平穩生活権を侵害されたことによって多大なる精神的苦痛を受けている。加えて、その苦痛は、本件事故から10年以上経過した現在もなお継続しているのであって、被告東京電力に対する直接請求手続によって受け取ることができる賠償金が、これほどまでに重大な精神的苦痛を慰謝するに相当しているとは考え難い。

- 15 そして、本件事故が侵害した原告らの権利・利益を上記のように捉えると、区域内避難者はもとより、区域外避難者であっても同様の侵害を受けているということは、容易に理解できるのであり、むしろ、区域外からの避難者の場合、その金額の低さは一層明らかである。

- 20 そもそも避難の合理性が認められれば区域内からの避難者と同様の被害が観念できるのであって、区域内からの避難者との間で賠償額に格段の違いは存在しない。そうであるにも拘らず、区域外からの避難者に対しては、賠償には全く値しない低額の金額が支払われているか、支払いが一切ない状態なのである。

2 受忍限度論が妥当しないこと

- 25 ところで、被告東京電力は、本件事故による権利侵害の判断枠組みについて、社会通念上受忍すべき限度を超えたものかどうかという基準であるいわゆる受忍限度論に基づいて主張を展開している。

しかし、本件事故において受忍限度論は妥当しない。

被告東京電力の主張は、従来における平穏生活権の捉え方を前提とする主張であり、個人の内心の平穏を保護しようとする発想である。

しかし、本件事故によって侵害された原告らの権利・利益は、単なる不安感という内心の問題だけにとどまらない。被ばくによる健康被害のリスク上昇という、生命・身体に直結する権利・利益という、特に重要性の高い権利・利益が侵害されている。したがって、侵害行為との調整を図ることが許されるような性質の権利・利益（相関的権利）ではない。

また、本件事故は、原子力発電所の正常な稼働によって生じたものではなく、万が一にも発生してはならない事故であって、社会に何らの便益ももたらさない事象である。有害でしかない侵害行為と、生命・身体に直結した権利との調整を図ることを正当化する理由は全くない。

この点、本件と同様に本件事故によって避難を余儀なくされた被害者による損害賠償請求がなされた事件である、仙台高裁令和2年9月30日判決や高松高裁令和3年9月29日判決においても、受忍限度論は妥当しないと判示されている。例えば高松高裁判決は、

「本件において第1審原告らが受けたと主張する被害は、福島第一原発の正常な稼働によって生じたものではなく、第1審被告国の違法な規制権限不行使も相まって、第1審被告東電が重大な本件事故を引き起こしたことによるものであり、第1審被告東電の本件事故の発生に対する責任も相当に重いこと及び自主的避難対象区域に居住していた第1審原告らの精神的損害も、客観的・具体的な根拠のない「不安」すぎないとはいえないことなどは既に検討したとおりであるから、本件に受忍限度論が妥当するとは到底いえない。」

と述べて本件において受忍限度論が妥当しないことを明快に述べている（甲A40号証；高松高裁令和3年9月29日判決589～590頁）。

第3 被告東京電力の主張は損害賠償法に関する誤った理解に基づく主張であること（損害賠償の目的は原状回復にあること）

被告東京電力は、共通準備書面（26）18頁において、最高裁判所昭和39年1月28日判決を指摘して「損害とは、不法行為がなければ被害者が置かれているであろう財産状況と、不法行為があったために置かれている財産状況の差額である（差額説）」と述べる。また「民事訴訟の眼目とするところは損害の填補であって、原状回復ではなく、原告らが新たな生活を送る基盤を構築できるだけの賠償をしなければならないものでもない。」とも述べる（被告東京電力共通準備書面26・18頁）。しかしながら、これらの主張はいずれも失当である。

まず、上記のうち、最高裁昭和39年判決が述べたのは「民事責任の眼目とするところは損害の填補である。」という部分のみである。

そもそも、この判決は「民法上のいわゆる損害とは、一口で云えば侵害行為がなかったならば惹起しなかったであろう状態（原状）を（a）とし、侵害行為によって惹起されているところの状態（現状）を（b）とし $a - b = x$ そのxを金銭で評価したものが損害である。」と述べている。したがって、損害を、単に財産状況間の差額であるとする被告東京電力の主張は、損害概念を不当に矮小化するものである。

また、被告東京電力は、「民事訴訟の眼目とするところは、・・・原状回復ではな」いとも述べるが、民事損害賠償の目的が「損害の公平妥当な配分」であり（四宮「不法行為（現代法律学全集10－ii）」263頁〔青林書院〕1995年初版第6刷）、また損害賠償として実現されるべきは「原状回復」であるとされることについて異論はないというべきである（窪田「原子力発電所の事故と居住目的の不動産に生じた損害」福島原発事故賠償の研究145頁脚注7及び8、152から153頁（以上、甲D共297号証）、前掲四宮476から477頁（甲D共298号証））。

すなわち、「民事訴訟の眼目とするところは、・・・原状回復ではな」いとする被告東京電力の主張は、損害賠償法の理解を完全に誤ったものである。このような誤った理解を前提としていることから被告東京電力の主張によっていては適正な原状回復に足りるだけの賠償額とはならないのである。損害賠償は、

5 「原状回復」という目的を達するに足りるだけのものでなければならないのであって、被告東京電力の主張は、その根本において誤っている。

第4 原子力損害紛争解決センターにおける和解や直接請求における支払は和解に基づくものであり被告東京電力の主張は和解の確定効に反すること

10 1 はじめに

被告東京電力は、福島原発事故の被害者に対して、自ら、費目と対象期間を指定し、定額で賠償を行う場合にはその額を明記した上で、事前にホームページ等で告知し、その上で、被害者からの直接請求を受けていた。直接請求を受けた被告東京電力は、被害者に対して、費目と対象時期及び費目（期間）毎の

15 金額を特定した文書を交付し、その内容にしたがって損害賠償金を支払っていた。

また、原子力損害紛争解決センター（以下「ADR」という。）に和解仲介申立がなされて合意に至った場合には、費目毎に金額及び対象期間を特定した和解契約を締結して、賠償金を支払ってきた。

20 これらの支払は、いずれも、和解契約に基づく支払である。

2 ADRにおける和解契約について

(1) 合意が成立すれば和解契約書が締結されること

ADRに和解仲介の申立がなされ、申立人と被告東京電力との間で合意が成立すれば和解契約書が締結される。

25 直接請求手続後にADR申出が行われることもあり、その際、被告東京電力はそれまでの既払い額を明らかにした上で和解の仲介が行われ、合意が成

立した場合には既払い額があることを前提として和解契約を締結している。
そのため、ADRで和解をした案件については、その和解によってこれまでの
の直接請求による支払いも含めた合意を行っている。

(2) 和解契約書の内容

5 個別原告の証拠として提出しているADRにおける和解契約書のとおり、
和解契約書が作成された時期等によって体裁については若干の差異はあるも
の、ADRにおいては、次のような合意がなされている。まず、明記され
た損害項目及び期間について和解することとし、それ以外の点については和
解の効力が及ばないことを確認している。

10 そして、和解の対象となった具体的な損害項目と損害発生時期を特定した
上で、項目毎の賠償金額を明記し、当該損害項目と期間に関する賠償金であ
るとして、支払義務があることを被告東京電力は認めている。

 その上で和解の対象となった損害項目及び期間であっても和解に定める金
額を超える部分については和解の効力が及ばず被害者が被告東京電力に対し
15 て別途損害賠償請求をすることを妨げないことを確認している。

 また、上記のとおり、明記された損害項目及び期間の損害については和解
の効力が及ばないから、これらについて被害者が別途損害賠償請求をすること
ができることは当然のことである。

 他方、被告東京電力が、ADRにおける和解契約に基づいて支払った損害
20 賠償金について、後日、精算をすることなどは予定されていない。これは和
解契約の性質上当然のことである。

(3) 損害費目や発生時期を特定して損害を賠償する和解契約が成立してい ること

 ADRにおける合意が和解契約であることは明らかであって、被告東京電
25 力の争うものではないであろう。そして、この和解契約では、上記のとおり
損害費目と損害発生時期を特定した上で当該損害についての賠償額を明記

し、それ以外の損害費目（発生期間を含む）には和解の効力が及ばないこと、及び賠償額として和解に定める金額を超える部分については被害者が別途損害賠償請求を行うことを妨げないことまで確認している。

5 この和解に基づき被告東京電力によって支払われた損害賠償金が、他の損害費目及び他の時期に発生した損害の賠償とすることができないこと、つまり、被告東京電力による新弁済の抗弁が失当であることは明らかである。

3 「直接請求」による支払も和解契約に基づく支払であること

(1) 個々の損害の発生を認めたうえで、これを填補するとの合意（和解契約）のもとに賠償が行われたこと

10 ア はじめに

被告東京電力は、直接請求について、対象者に対し、自ら請求に必要な書式を発送しており、これは、当該損害項目（費目）と損害発生時期について、少なくとも自己が策定した賠償基準に基づく金額の損害があることを自認し、かつ、その限りでその損害項目（費目）と損害発生時期の損害に15 充当する趣旨で賠償金を支払う旨の和解または充当の合意を申し込む意思表示を行ったと評価できる。

したがって、当事者間においては、この直接請求手続きを行うことにより、当該損害項目（費目）及び損害発生時期の損害について、請求額に相当する額まで損害があったことが確認され、かつ、賠償金は、その損害に20 充当するために支払われることが合意されていたとみるべきである。

イ 直接請求による支払の手続等

被告東京電力から被害者に対して支払われた損害賠償額の算定は、原賠審の作成した中間指針等、原子力損害賠償紛争解決センターの作成した総括基準、あるいは被告東京電力が自ら作成して公表したプレスリリースなどに25 基づいて行われている。その賠償基準は、実損額を採用するもの、実損額を問わず一定の金額を賠償するものなどがあるが、個々の損害費目ご

とに、損害発生時期を特定し、損害算定方法を定めている。

また、その支払手続や損害算定手続では、請求する被害者において、損害項目ごとに必要な証憑類を添付することが求められている。そして、被害者から提出された請求書等の書類について、被告東京電力は、個別に審査を行ったうえ賠償すべきであると判断したものについてのみ賠償をしている。

さらに、被告東京電力は、賠償金の支払いにあたって、被害者に対して「お支払明細書」を交付して損害項目（費目）と損害発生時期毎に賠償金額を明示した上で、「上記賠償期間内に被った損害に対する賠償金については」「支払明細書記載の各記載金額」のとおり算定されて支払われる旨の合意書を締結している。

このように、直接請求手続における被告東京電力による被害者への賠償は、中間指針等、総括基準、プレスリリースなどで作成された損害算定基準に従って、個々の費目ごとに、被害者から提出された書類に基づき、損害発生時期とその損害額を認定のうえで行われている。

そこでは、被告東京電力と支払を受けた原告らとの間で、賠償すべき額が、損害算定基準に従って認定された損害発生費目、損害発生時期、損害額を下回ることがないことを確認したうえで、その損害を填補するとの合意があったことは明らかである。したがって、既払金はその余の損害費目に充当されることはないし、同一損害費目内であっても発生時期を異にする損害の填補に充てられることもない。

(2) 被告東京電力の主張する「精算条項」について

ア 被告東京電力の主張

直接請求における同意書、委任書には、次のような記載がある。

「(3) 東京電力より支払われた仮払補償金と補償金の合計金額が最終的な補償金額との間で差異が生じた場合は、過不足の金額について精算され

ること」

なお、委任書では「補償金額」が「賠償金額」となっている。

被告東京電力は、今般、この記載を突然とり上げ、「したがって、直接請求を通じた賠償においては、賠償実施の実務上、特定の賠償項目ごとに請求と支払いがなされるものの、個々の賠償項目のもとでの請求と支払いについてその都度損害が確定されるものではなく、最終的に、特定の賠償項目ごとではなく、賠償金の総額にて過不足が調整されることが予定されている。」と主張した（7頁～9頁）。

イ 全体を見れば被告東京電力が主張するようには解釈できないこと

確かに、この条項だけを読めば、本来支払われるべき、最終段階での「補償金」の総額を算出し、それと、実際に支払われた「仮払補償金」と「補償金」の合計金額との間に差異があれば精算することを定めているようにも一見すると理解出来るかもしれない。

しかし、これまでの経過を踏まえ、更に同意書全体を読めば、そのような定めではないことが容易に理解できる。

同意書の（3）の前に記載された（1）には、「補償金額」の定義があり、そこでは、「代表請求者及び委任者が本同意書提出以降に東京電力がお支払いする補償金額（以下「補償金額」という）」と定めている。このように、ここでは「代表請求者及び委任者が本同意書提出以降に東京電力がお支払いする補償金額」を「補償金額」と定義している（委任書では「代表者及び委任者が本委任書提出以降に東京電力がお支払する賠償金額」を「賠償金額」と定義している。）。つまり、（3）に記載された「最終的な補償金額」とは、あくまで、「本同意書提出以降に実際に支払われる最終的な金額」を意味し、「最終的に支払われるべき総賠償額」を意味しないと理解されるのである。

そうである以上、この同意書の規定の解釈としては、「2」の（1）及び

(2)で、「既に支払われた仮払補償金」を「今後支払われる(ことを被告東京電力が認めている)補償金」から控除することを定めた上で、(3)で、今後「同意書提出以降、最終的な精算時点までに実際に支払われた仮払補償金」と、「同意書提出以降、最終的な精算時点までに実際に支払われた補償金」の合計金額が、「同意書提出以降、最終的な精算時点までに支払われるべき最終的な補償金額」と異なる場合には精算をすべきだということを定めていると解される。

言い換えれば、ここでは、「仮払補償金」と「補償金」が支払われた場合、後日、「仮払補償金」が精算の対象となりうることを定めているだけであって、既払いの「補償金」が、後日、他の「補償金」との関係で精算の対象となる等ということは定められていないのである。

以上のことは、(1)及び(2)では、「既に支払われた仮払補償金」と記載されている一方、(3)では「支払われた仮払補償金」と「既に」の文言が抜けていることや、被告東京電力が実際に補償金を支払う際も、「仮払補償金」の精算欄は設けているものの、「既払いの補償金」を差し引く精算欄を設けていないことから明らかである。

ウ 被告東京電力自身も精算が予定されているとは認識していなかったと考えられること

そもそも、中間指針でも記載されているように、被害者は着の身着のままで避難を開始したものが大多数であって、損害の根拠資料となるものを整理し、継続して所持・保管していたものではなかったし、被害によって切迫した状況に追い込まれていたのもであって、加害者であるにも拘らず、被告東京電力の主導で支払いがなされていたという実情があった。かような状況のなか、被告東京電力が主張するような意味が当該文言に込められていたとは到底理解出来ない。

また、被告東京電力が本件のような主張を行い始めたのは、ここ数か月

のことであり、直接請求による支払を行うようになってから10年近く、あるいは同種訴訟が提起されて以降8年近くにわたり、このような主張は行ってこなかった。被告東京電力は、本訴と同種裁判において中間指針等によって定められた額を超える金額を命じる判決が続いた後になって、漸くこのような主張を行い始めたのである。このような経過からして、元々、被告東京電力自身、直接請求によって支払われた損害賠償金について後に精算することが予定されていたという認識を有していなかったことは明らかである。

被告東京電力は、元々、仮払い補償金の精算を意味してするものとして自ら同意書や委任書の文言を作成し被害者から提出を受けていた。ところが、敗訴判決が続くなかで、偶々一つの条項だけでは趣旨が分かりづらいことに気付き、それを奇貨として、被告東京電力自らの認識とも異なる解釈を導き出して主張し始めたと理解すべきである。

エ 被告東京電力が主張するような意思の合致がないと考えるべきこと

なお、仮に被告東京電力が上記と異なる解釈を主張するとしても、少なくとも同意書の文言を読む限り、「最終的な補償金額」とは「本同意書提出以降に東京電力が支払う最終的な補償金額」としか解釈できず、「最終的に支払われるべき総賠償額」を意味しているとは解せない。

したがって、この(3)の条項自体が、仮に現在被告東京電力が主張するような趣旨で記載したものだといえるのであれば、趣旨が不明確なものと言わざるを得ず、被告東京電力と直接請求を行った原告らの間に意思の合致があったとは認められない。

4 同種事件の裁判例においてもADRと直接請求のいずれについても和解契約であるとされていること

(1) はじめに

被告東京電力の主張する新弁済の抗弁について、明確に争点として整理さ

れた上で判決がなされた同種事件として新潟地方裁判所令和3年6月2日判決と、高松高等裁判所令和3年9月29日判決がある。これらの判決はいずれも、被告東京電力の弁済の抗弁を排斥している。

(2) 新潟地方裁判所令和3年6月2日判決（甲A39号証）

5 新潟地裁判決は、次のように判示して、被告東京電力の新弁済の抗弁に関する主張を全面的に排除した（甲A39号証587～588頁）。

「1個の加害行為による損害項目が複数にわたる事案において、被害者からの請求に対して、可能な損害項目の範囲のみ合意形成をして損害項目ごとに弁済をすることは相応にあり得るものであるところ、本件事故に関し、被告東電の公表賠償基準（前記認定事実（第1章）第5の6）や中間指針等においても損害項目を特定して賠償基準を示しており、また、ADR手続においても損害項目を特定した上で合意をしていることが一般的であるとみられる（甲E各号証等参照）。これらの賠償基準の定め方等に加え、本件事故の性質や、被告東電の賠償基準が、順次、損害項目や本件事故当時居住していた地域ごとに公表されていること、上記各合意書の記載内容等に照らせば、被告東電が原告らに支払った既払金については、直接請求のみをした原告らであるか、ADR手続を利用した原告らであるか否かを問わず、合意した当該損害項目に限って弁済するとの合意がされていたと容易に認められる（少なくとも、財産上の損害と精神的損害という被侵害利益を異にするものについては、別個のものとして弁済をしていることは明らかであり、そうであるからこそ、被告東電においても、本件訴訟の終盤に至るまで、精神的損害以外の賠償額を主張しつつも、かかる賠償額は事情として主張する趣旨であるとし、精神的損害に対する賠償額を弁済の抗弁として主張していたものである。）のであって、他の損害項目に充当されることがあり得るとの趣旨で弁済がされたと認めることは困難である。よって、この点に関する被告東電の主張は採用できず、財産上の損害に対する賠償との名目で支払われた既払金を、本件事故により生じた精神

10

15

20

25

的苦痛に係る慰謝料を請求する本件請求権に対する弁済として認めることはできない。」

(3) 高松高等裁判所令和3年9月29日判決（甲A40号証）

また、高松高裁令和3年9月29日判決も、次のとおり、ADR手続による場合、直接請求による場合のいずれについても、原告らの上記主張と同旨の判示をしている（甲A40号証・592頁以下。下線は原告ら代理人が付記した。）。

「同一の不法行為によって生じた財産上の損害と精神的損害は、訴訟物の個数としては1個であり、損害の費目毎に訴訟物を異にするものではなくある費目に対する弁済がされたとしても、当該費目に対する過払いが存在すれば、その過払分を別の費目に充当することは、原則として許される。もっとも、支払われた賠償金がどのように充当されるかについては、弁済者の意思表示ないしその合理的解釈によって決まる（民法490条、488条）。したがって、ある特定の損害費目に対する損害賠償として支払があった場合において、その支払額が当該損害費目の客観的な数額を上回るときは、上記のとおり、その上回る額はその他の損害償として充当されると解することが、弁済者である損害賠償義務者（本件では第1審被告東電）の合理的意思に合致するといえる。しかしながら、当事者間で、ある特定の損害費目に関して賠償すべき額がそれに対する支払額を下回るものではないことを確認する和解契約が明示的ないし黙示的に成立したと評価できる場合には、上記損害費目に対する弁済として、同費目とは別の費目に対する既払の賠償金をもって充当することは、上記和解契約の趣旨に反するため許されないと解すべきである。これを本件についてみると、ADR手続を利用して和解契約が成立する場合には、①被災者と第1審被告東電との間で、和解の範囲（損害費目及び対象期間）を明確にした上で、その範囲外の点に和解の効力が及ばないこと、②和解の対象となった精神的損害及びその対象期間については、和解に定める金額を超える部分につ

き清算の効力が及ばないこと、③同期間以降の損害の存否及びその金額については和解の対象外であり、被災者が第1審被告東電に対して別途損害賠償請求をすることを妨げないことを確認していることが認められる（証拠略）。また、ADR手続を利用せず、第1審被告東電がその自主賠償基準に従った賠償を被害者に対して行った場合でも、前記認定のとおり、第1審被告東電は、簡易迅速な損害賠償を実現するため、中間指針等を参考として自主賠償基準を策定し、被災者は、同基準に沿った賠償を受けている。そうすると、第1審被告東電としては、その賠償額が対象となった損害費目についての実際の損害額を超えることを理由として、当該被災者に対し、後に不当利得返還請求をするという事態は、少なくとも精神的損害に対する賠償に関する限り、およそ想定していないと理解するのが合理的である。以上によれば、本件については、第1審原告らと第1審被告東電との間で、精神的損害に関する賠償額がそれに対する支払額を下回るものではないことを確認する和解契約が、明示ないし黙示的に成立していると評価できるから、第1審被告東電による財産的損害に対する賠償を含む賠償額の総額をもって、本件慰謝料請求に対する弁済の抗弁とすることは許されない。上記判断と異なる第1審被告らの主張は採用できない。」

なお、この判決において「少なくとも精神的損害に対する賠償に関する限り」と述べているのは、高松高裁事件では、原告らは慰謝料のみを請求しているからであり、その他の費目についてこの理解が及ばないという趣旨ではない。

5 まとめ

以上のとおりであり、ADRにおける和解契約及び直接請求における支払に関する合意はいずれも和解契約である。これらの和解契約では、損害費目、損害発生時期を明示した上で、少なくとも合意した金額の損害がある旨被告東京電力と被害者とが相互に確認した上で、当該金額を被告東京電力が支払ってい

るのである。

この和解契約において支払の対象として特定された費目や損害発生時期の損害について、実際の損害額がそれを下回るなどとして、他の損害費目に対する支払に充当するなど主張することは、和解契約の確定効に反する。このような被告東京電力の主張が失当であることは明らかである。

第5 中間指針等の位置づけ（賠償額の最低限を画すものであること）

1 はじめに

被告東京電力は、「直接請求手続を通じた賠償の基本的な発想は、大多数の被害者が訴訟を選択しなくとも十分な賠償を得たと認識するに足りる水準の賠償額を、極めて多数に及ぶ対象者に対し、いかに迅速に支払うかという点にある。」と述べる。

しかし、直接請求手続きの前提となっている中間指針を定めた原賠審は、「大多数の被害者が訴訟を選択しなくとも十分な賠償を得たと認識するに足りる水準の賠償額」を設定しようとする意識はなく、中間指針を踏まえて作成された被告東京電力の基準も同様である。原賠審が訴訟を選択しないようにしようと議論したこともない。

これらについては、原告らの準備書面8, 17, 77, 78, 81において再三述べたところであるが、被告東京電力が、原告らの主張には正面から反論することなく、自らの主張を繰り返し述べているので、改めて必要な範囲で指摘するものである。

2 賠償額の最低限を画するものであることが中間指針に明記されていること

2011〔平成23〕年8月5日に公表された「東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針」（乙D共1号証。以下「中間指針」という。）に記載された内容からすれば、原告らの主張が裏付けられていることは明らかである。

(1) 中間指針 2 頁（はじめに）

「この度の指針（以下、中間指針という。）は、本件原発事故による原子力損害の当
面の全体像を示すものである。この中間指針で示した損害の範囲に関する考え方
が、今後、被害者と東京電力株式会社との間における円滑な話し合いと合意形成
に寄与することが望まれるとともに、中間指針に明記されない個別の事情が賠償
されないということのないよう留意されることが必要である。東京電力株式会社
に対しては、中間指針で明記された損害についてはもちろん、明記されなかった
原子力損害も含め、多数の被害者への賠償が可能となるような体制を早急に整え
た上で、迅速、公平かつ適正な賠償を行うことを期待する。」

(2) 中間指針 3 頁（第 1 中間指針の位置づけ）

「この中間指針は、本件事故が収束せず被害の拡大が見られる状況下、賠償すべき
損害として一定の類型化が可能な損害項目やその範囲等を示したものであるか
ら、中間指針で対象とならなかったものが直ちに賠償の対象とならないというも
のではなく、個別具体的な事情に応じて相当因果関係のある損害と認められるこ
とがあり得る。」

(3) 中間指針 5 頁（第 2 各損害項目に共通する考え方）

「損害の算定に当たっては、個別に損害の有無及び損害額の証明をもとに相当な範
囲で実費賠償をすることが原則であるが、本件事故による被害者が避難等の指示
等の対象となった住民だけでも数十万人規模にも上り、その迅速な救済が求めら
れる現状にかんがみれば、損害項目によっては、合理的に算定した一定額の賠償
を認める等の方法も考えられる。但し、そのような手法を採用した場合には、上
記一定額を超える現実の損害額が証明された場合には、必要かつ合理的な範囲で
増額されることがあり得る。」

(4) 中間指針 20 頁（第 6 精神的損害）

「損害賠償請求権は個々人につき発生するものであるから、損害の賠償について
も、世帯単位ではなく、個々人に対してなされるべきである。そして、年齢や世

帯の人数あるいはその他の事情により、各避難等対象者が現実には被った精神的苦痛の程度には個人差があることが否定できないものの、中間指針においては、全員に共通する精神的苦痛につき賠償対象とされるのが妥当と解されること、生活費の増加費用についても個人ごとの差異は少ないと考えられることから、年齢等により金額に差は設けないこととした。」

(5) 中間指針の記載から理解されること

以上のような中間指針等の記載からすれば、中間指針等には、被災者の個別的事情等を捨象して簡易迅速に被災者の損害回復を図る（被告東京電力も納得したうえで、被災者に対する任意の支払いを早期に実現する）という最低限度の賠償基準を定めるものであることは明らかであって、したがって中間指針等の定める賠償基準額が本件事故による全ての損害を賠償する趣旨まで有するものではないこともまた明らかである（仙台高裁令和2年3月12日判決、高松高裁令和3年9月29日判決も同旨である）。

2 被告東京電力が引用する大塚、鎌田発言について

ところで、被告東京電力は、「中間指針等を踏まえて策定した自主賠償基準に基づき賠償した金額を超える損害は発生していない」（むしろ、中間指針等が訴訟で通常認定されるより高額の賠償額を示したものである）という自らの主張を裏付けるものとして、第53回原賠審の鎌田発言及び大塚発言を引用している。

この点についても、既に原告らの準備書面81で反論したところであるが、改めて若干補足して主張する。

(1) 大塚発言について

まず、大塚発言については、大塚教授自身が、上記発言をした後に発刊された「事件類型別 不法行為」（弘文堂2021年8月）134頁以下において「同指針の対象とならなかったものが賠償の対象にならないわけではない。」「中間指針は、東電の自主的な賠償のための指針であり、いわば最低限度のものに過ぎない」と述べていること、更に被告東京電力があえて引用し

ていないが、上記大塚発言には「中間指針が各被災者の個別事情を十分に斟酌できないということは、個々の事例まで精査する時間も権限もない紛争審査会の性質上、避けることはできませんのでこの点は判決が指摘しているとおりはあると思います。中間指針の策定のときの能見会長も、中間指針が個別事情について考慮していないということは何度も指摘しているところでございます。この点はそのとおりだということを追加的に申し上げておきたいと思います。」という発言も含まれていたことからすれば、中間指針において考慮されていない損害費目である限りは別途賠償の対象となり得ること、中間指針において考慮されていた損害費目であっても中間指針等の基準賠償額より高額となることを否定する趣旨ではないことは明白である。

(2) 鎌田発言について

鎌田発言についても、そもそもこの発言は、それに先立つ須藤委員の「原子力損害賠償紛争審査会として、個別事情については全く賠償しないという姿勢だったという誤解を招いてもいけないので、一言付け加えさせていただきますと、中間指針は、可能な限り早期の被害者救済を目指して一定の類型化が可能な損害項目やその範囲を示したものであって、この中間指針等で対象とされなかったものが直ちに損害賠償の対象とならないものではなく、

『中間指針に明記されない個別の損害が賠償されないということのないよう留意されることが必要である』と明記しています。個別の事情もADRなどを通じて救済を図るというのが審査会の姿勢であり、それは今も変わらないということを明らかにしておきたいと思います。」を念頭に置いて、「その点は全くおっしゃるとおりです。」と述べた上での発言である。

したがって、鎌田氏においても、中間指針において考慮されていない損害費目である限りは賠償の対象となること及び中間指針において考慮されていた損害費目であっても中間指針等の基準賠償額より高額となることを否定していないことは明白である。

3 当時の能見会長の発言からも中間指針等に基づく賠償金額は被告東京電力（あるいはその背後にある被告国）が自主的に支払いに応じる範囲の金額にとどまっていること

5 なお、大塚発言や鎌田発言の中には、仙台高裁令和2年3月12日判決その他の裁判例が中間指針等の賠償金額について触れた点を意識してか、
「任意の支払いを拒否することのないように合理的な額を定めるといようなことを判決が書きになっている箇所は誤解を招きやすい指摘ということは言えるのではないか。」

10 と述べる部分がある。しかしながら、第21回の審査会合において、地元市町村長らが中間指針に対して厳しい批判的意見を述べた際、能見会長は、
「指針というのは、東電を縛るものではなく、これはあくまで東電が自主的にその指針に基づいて賠償するものですから、結局、東電がどうしてもいやだと言われてしまうと動かなくなってしまう
東電が納得してといいますか、合理的に考えれば納得して、賠償を支払うという
15 金額を定めることになりますので…ただ金額を多くすればいいというものでもない」

20 と述べている。すなわち、被害を受けた地元市町村長から中間指針等による賠償額は極めて不十分であると指摘されたことに対して、能見会長が、中間指針は被告東京電力が自主的に支払に応じる範囲の金額にとどまっていることを認めているということである。

能見会長が発言するとおり、中間指針は、あくまで被告東京電力が自主的に受け入れ可能な金額にとどまっているのであり、訴訟で通常認定されるより高額の賠償額を示したものは到底いえない。

4 小括

25 以上に述べてきた通り、原発賠償の指針の策定に当たっては、当初から、原発事故による被害が多岐にわたり、かつ深刻であり、しかもその被害が長

期間に及ぶことが理解されていた。そして、そのことを踏まえ、早期の被害救済の観点から「損害項目（費目と同義である）」ごとの賠償を行う方針が示されたと言える。

そして、中間指針は、第一次指針を受け、「避難を余儀なくされた住民や事業者、出荷制限等により事業に支障が生じた生産者などの被害者らの生活は切迫しており、このような被害者を迅速、公平かつ適正に救済する必要がある」ことから「原子力損害に該当する蓋然性の高いものから、順次指針として提示することとし、可能な限り早期の被害者救済を図ること」を目的として策定されたのである。

この点、被告東京電力は、「賠償額の算定においても大多数の被害者との関係においてその被害を十分に填補する（多くの場合には本来認められるべき損害額を超える）金額となるよう賠償項目ごとに高い金額水準で可能な限り定型化している。」等と述べるが、これまで述べてきたように、それまでの損害賠償実務から最低限認められる金額を挙げたに過ぎず、「多くの場合には本来認められるべき損害額を超える金額となる」などという事実は一切ないし、それに関する事実も立証されていない。

むしろ、被告東京電力も拒否することがおよそ出来ないような最低限の（言い換えれば、被告東京電力も納得して支払っている）金額にとどまっていることは明らかなのである。

第6 財物損害（物的損害）について生活再建のためとの主張や「みなし賠償」 との主張について

1 はじめに

被告東京電力は、財物賠償について、訴訟上認められうる損害額を超える賠償を行っており、既払金は費目を問わず損害に充当されるべきであると述べる。そして、その理由として、生活再建のために十分な資金を確保するという

視点に立って財物賠償の基準が定められている、あるいは「みなし賠償」などという主張をしている。

しかしながら、これらの主張はいずれも失当である。

2 生活再建のために十分な資金を確保するという視点に立って財物賠償の

5 賠償基準が定められているとの主張は事実と反すること

(1) 被告東京電力の主張

被告東京電力は、共通準備書面（26）14頁「2 避難指示等対象区域における財産的損害の賠償の実情」の「(1) 財物賠償」において、「住民の生活再建のために十分な資金を確保するという視点に立って賠償基準が定め
10 られている」として、「交換価値の下落分として把握される財物損害の概念にとどまらないものであり、むしろ・・・生活再建のための賠償である」から「精神的損害や生活費増加等の賠償と趣旨を共通するものであり、精神的損害を含む損害額全般への充当が認められるべき」とする。

しかしながら、被告東京電力による財物損害＝物的損害に関する支払は、
15 別に述べるとおり特定の物的損害に関して合意に基づき支払われているものであるから、その他の費目に対する支払とならないことは明らかである。また、この点を置くとしても、以下に述べるとおり生活再建のために十分な資金を確保するという視点にたつて財物賠償の基準が定められたとの被告東京電力の主張は事実と反しており失当である。

20 (2) 被告東京電力の証拠引用は不正確であり恣意的に言葉を置き換えていること

被告東京電力は、この主張の根拠として、乙D共24号証と乙D共383号証を指摘し、括弧書きに下線まで付して、引用したかの如くである。しかしながら、元の文書を確認すれば、引用は不正確であり、恣意的に言葉を置
25 き換えていることが分かる。

ア 避難指示区域の見直しに伴う賠償基準の考え方について（乙D共24号証）の記載

まず、2012〔平成24〕年7月に公表された「避難指示区域の見直しに伴う賠償基準の考え方について」（乙D共24号証。甲D共179号証の2及び3）の「2 基本方針」には次のような記載がある（傍点は引用者による）。

① 避難を余儀なくされている被害者の方々の中には、できるだけ早く帰還して生活を再建することを希望する方や、あるいは、新たな土地に移住をすることを選択する方など、様々な立場の方が存在する。

② このような様々な考えの方々がいることを前提とし、賠償が個人の判断・行動に影響を与えるべきではないという指針における基本的な考え方に立ちつつ、帰還した上での生活再建や、新たな土地における生活の開始など、それぞれの選択に可能な限り資するような賠償の枠組みとする。

③ 具体的には、帰還を希望する場合も、移住を希望する場合も賠償上の取扱い
は同一とし、財物、精神的損害、営業損害・就労不能損害等幅広い損害項目について賠償金の一括払いを可能とすること等により、住民の生活再建のための十分な金額を確保することとする。

④ 各項目における具体的な賠償の内容については別紙のとおりとする。

⑤ なお、今後の住民の生活再建において、賠償は非常に重要な一要素ではあるが、これだけで全ての課題を解決できるものではない。政府としても、避難生活の長期化が想定される場合の公営住宅の提供や、地域における雇用の拡大、産業の振興などの課題について、各省が連携して取り組んでいるところ。国の取組姿勢を示すグランドデザインや関連施策の具体化を通じて、地域の復興に取り組んでいく。

このように、ここには、被告東京電力が下線を付して引用したかの如く述べる「これは、財物損害が避難指示区域の見直し及び被害者の生活再建

に密接に関わることから、政府としても、被害を受けた自治体や住民の方の実情を伺い、それを踏まえて賠償基準に反映させるべく考え方を取りまとめたものである（傍点は引用者による）。という部分は、元の文書には存在しない。

5 イ 経済産業省ニュースリリース（乙D共383号証）の記載

次に、乙D共383号証（甲D共179号証の1と同じもの）は経済産業省のニュースリリースであるが、ここには「2 基本方針」という部分はない。被告東京電力が括弧を付けて引用したかの如く of 文章とよく似た文章が冒頭にある。ここには

10 経済産業省は、本日、避難指示区域の見直しに伴う賠償基準の考え方（以下「賠償基準の考え方」という。）を取りまとめましたので、お知らせします。

賠償基準は、賠償の実施主体である東京電力株式会社（以下「東京電力」という。）が定めるものですが、今回の賠償基準は避難指示区域の見直し及び今後

15 の被害者の方々の生活再建に密接に係わるものであるため、政府としても被害を受けた自治体、住民の方々の実情を伺い、それを踏まえて賠償基準に反映させるべき考え方を取りまとめることといたしました。今後、この賠償基準の考え方を受けて東京電力が具体的な賠償基準を策定することとなっております。

と記載されている（傍点は引用者による。）。傍点を記載した前半の部分は東京電力が敢えて言葉を「今回の賠償基準は」から「財物賠償が」に変えている部分である。また、上記アにおいて指摘した、賠償基準に「反映さ

20 せるべく」は、「反映させるべき」を敢えて変更していることが分かる。

(3) 生活再建は「幅広い損害項目について一括支払を可能にすること」により十分な資金を確保することで実現しようとしたこと

25 「避難指示区域の見直しに伴う賠償基準の考え方について」（乙D共24号証、甲D共179号証の2及び3）の「2 基本方針」②及び③に示されているとおり、この賠償基準では、帰還するのか移住するのかのいずれを選

扱った場合であっても、それぞれの選択を可能とするために、「財物、精神的損害、営業損害・就労不能損害等幅広い損害項目について一括払いを可能とすること等により、住民の生活再建のために十分な金額を確保する」こととしており、これが、経産省ニュースリリース（乙D共383号証）でいう「今回の賠償基準」である。

つまり、この賠償基準では、財物、精神的損害、営業損害・就労不能損害等「幅広い損害項目について一括払いを可能とすること」によって十分な金額を確保できるようにしたということである。この賠償基準を見れば明らかとなっており、放射能汚染による被害が今後も続くことが明らかであることから、今後発生することが確実であると考えられる損害については、この時点で一括して損害賠償をすることとされた。例えば、月額10万円の日常生活阻害慰謝料については将来分をまとめて支払うようにし（乙D共24号証5頁(4)精神的損害に対する賠償）、あるいは、将来の営業損害や就労不能損害についても一括払いすることにする（乙D共24号証4頁）などして生活再建のための十分な資金を確保することができるようにしたのである。被告東京電力は、「財物賠償」が、「生活再建のために十分な金額を確保するという政策的要請を十分に考慮した賠償額を実現するものとなっている。」として、あたかも「財物賠償」のみによって生活再建のために十分な資金を確保しようとしたかの如く誤導する。しかしながら、現実には、「生活再建のために十分な金額を確保する」ために行われたのは「幅広い損害項目について一括払いを可能とすること」である。被告東京電力の主張は悪質な誤導であって失当である。

3 「今回の賠償基準」は被害者等の実情から当然認められるべき賠償基準であること

「すべき」を「すべく」と言い換えていることにも、被告東京電力の意図を読み取ることができる。元々の文章にある「べき」とは、「したほうがよ

い、することが当然である」という意味であり、「べく」は「するために」という自らの強い意思を表現する言葉である。つまり、元々のプレスリリースは、住民等の実情を踏まえれば当然賠償基準に反映させなければならないと考えられる賠償基準を策定した、という意味であった。住民等の実情からは、当然、認められるべき賠償の基準を取りまとめたという意味である。ところが、被告東京電力は、住民等の実情を踏まえて自らが賠償基準を策定したとの意味となり、当然認められるべき、という意味を失わせているのである。

この点に関する被告東京電力の主張は、事実に反した誤導に基づく主張であって失当である。このような誤導をしなければならないこと自体が、被告東京電力の主張が誤りであることの証左である。

後述のとおり、財物＝物的損害に対する賠償は、あくまで物的損害に対する賠償であって、他の損害費目の支払ではない。「生活再建のための賠償である」から「精神的損害や生活費増加等の賠償と趣旨を共通するものであり、精神的損害を含む損害額全般への充当が認められるべき」などという被告東京電力の主張は失当である。

4 「みなし賠償」という曖昧な言葉に基づく主張について

(1) 被告東京電力の主張

被告東京電力は、「みなし賠償」との主張を行っている（被告東京電力共通準備書面26・16頁）。この「みなし賠償」の趣旨は必ずしも明確ではないが、「本来は、避難指示が解除されるまでの期間、その不動産を使用することができないことによる損害が論じられるべきという考え方により、不動産侵害の場合における使用できない期間中の使用料相当の損害額や管理不能による現実の原状回復費用などの損害を賠償の対象とすることも考えられる」が「避難指示期間割合に応じてあたかも価値が減少したかのように扱う」という考え方が採用された。」ということを指すようである。

(2) 中間指針第二次追補の内容

後述のとおり、このような方法で算定されることになったのは、2012〔平成24〕年3月16日付で公表された「東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定に関する中間指針二次追補（政府による避難区域等の見直し等に係る損害について）」（以下「中間指針二次追補」という。）において、

特に帰還困難区域内の不動産については、5年以上の長期間にわたり立ち入りが制限され使用ができないこと等の特別な事情があり、当面は市場価値が失われたものと観念することができる。このため、迅速な被害者救済の観点から、当該不動産に係る財物価値が本件事故発生直前の価値を基準として100パーセント減少（全損）したものと推認することによって、本件事故直前の価値の全額を賠償対象とすることができるものとする。

2) II) について、居住制限区域内及び避難指示等解除準備区域内の不動産に係る財物損害についても、帰還困難区域内の不動産に準じ、一定期間使用ができないこと等を踏まえ、その価値減少分を客観的に推認することによって、当該減少分を賠償対象とすることができるものとする。

とされたことを受けてのことである。

(3) 価値減少分を推認して損害の賠償を行っていること

この中間指針二次追補で述べているとおり、帰還困難区域内の不動産については5年以上の長期にわたって立ち入りが制限されるなどの特別な事情があることから、市場価値が失われたものと観念することができることから全損したものと推認したのである。また、その他の区域についても、一定期間使用できないことなどを踏まえて、価値減少分を客観的に推認したのである。このように、価値減少分を推認したのであって、損害が生じていないにもかかわらず損害があるとみなしたわけではない。これを受けて、被告東京電力が述べる乙D共24号証や乙D共383号証が経済産業省から公表さ

れ、これに従って、被告東京電力は不動産の賠償額を決定している。被告東京電力は「みなし賠償」と呼称して、あたかも生じていない損害について賠償をしたかの如く独自の見解を述べるが、事実には反した主張であり失当である。

5 なお、本件の原告で、唯一、所有不動産の損害を請求している原告の避難元は今もなお帰還困難区域に指定されている。避難元の放射線量と半減期を考えれば、自らが生きているうちに帰還することができるかどうか分からない状態である。したがって、この不動産について社会的効能が失われたとして全損評価することは当然のことである。

10 この点に関する被告東京電力の主張は、本件では意味がない。

第7 家財の賠償について

1 被告東京電力の主張

15 被告東京電力は、「具体的事情を問うことなく、簡易な概算により、一律に高額な賠償金の支払を実施している」とし（被告東京電力共通準備書面（30）83頁）、また、「訴訟における損害の算定方法より遙かに被害者有利な算定を行っているものであるが、原告らは、財物損害を含む全損害の賠償を求め

20 る以上、改めて本件事故に起因する交換価値の下落について厳格な立証をすべきであり、認定された損害額を上回って支払っている過払い分については生活基盤の再建の趣旨で支払ったことからすれば、費目を問わず原告らの全損害に

25 充当すべきである。」とも主張する（被告東京電力共通準備書面（26）22頁）。

被告東京電力のこのような主張は、和解の確定効に反するものであり失当である。また、「高額な」、あるいは「訴訟における損害の算定よりも遙かに被害

25 者有利に算定を行っている」という事実はなく、この点からも被告東京電力の主張は失当である。

2 家財賠償に関する支払基準が定められた経緯

(1) 中間指針（2011〔平成23〕年8月5日）

2011〔平成23〕年8月5日付で公表された中間指針（乙D共1号証）では、家財を含む財物賠償について次のようにされていた。

5 (指針)

財物につき、現実が発生した以下のものについては、賠償すべき損害と認められる。なお、ここでいう財物は動産のみならず不動産をも含む。

10 I) 避難指示等による避難等を余儀なくされたことに伴い、対象区域内の財物の管理が不能等となったため、当該財物の価値の全部又は一部が失われたと認められる場合には、現実に関値を喪失し又は減少した部分及びこれに伴う必要かつ合理的な範囲の追加的費用（当該財物の廃棄費用、修理費用等）は、賠償すべき損害と認められる。

II) I) のほか、当該財物が、対象区域内にあり、

15 ①財物の価値を喪失又は減少させる程度の量の放射性物質に曝露した場合又は

②①には該当しないものの、財物の種類、性質及び取引態様等から、平均的・一般的な人の認識を基準として、本件事故により当該財物の価値の全部又は一部が失われたと認められる場合には、現実に関値を喪失し又は減少した部分及び除染等の必要かつ合理的な範囲の追加的費用が賠償すべき損害と認められる。

20 III) 対象区域内の財物の管理が不能等となり、又は放射性物質に曝露することにより、その価値が喪失又は減少することを防止するために、所有者等が支出した費用は必要かつ合理的な範囲において賠償すべき損害と認められる。

25 また、「(備考)」欄の「1)」において

なお、立ち入りができないため、価値の喪失又は減少について現実に確認でき

ないものは、蓋然性の高い状況を想定して喪失又は減少した価値を算定することが考えられる。

とされていた。さらに、

2) II) の①について、本件事故により放出された放射性物質が当該財物に付着したことにより、当該財物の価値が喪失又は減少した場合には、その価値喪失分又は減少分及びこれに伴う必要かつ合理的な範囲の追加的費用（当該財物の除染費用、廃棄費用等）は賠償の対象となる。

3) II) の②について、II) の①のように放射性物質の付着により財物の価値が喪失又は減少したとまでは認められなくとも、財物の価値ないし価格が、当該財物の取引等を行う人の印象・意識・認識等の心理的・主観的な要素によって大きな影響を受けることにかんがみ、その種類、性質及び取引態様等から、平均的・一般的な人の認識を基準として、財物の価値が喪失又は減少したと認められてもやむを得ない場合には、その価値喪失分又は減少分及び必要かつ合理的な範囲の追加的費用が賠償すべき損害となる。

と説明されており、放射性物質によって動産等が汚染された場合、平均的・一般的な人の認識を基準として、その価値が喪失又は減少したと認められてもやむを得ない場合にも賠償すべき損害であるとされた。

(2) 「避難指示区域の見直しに伴う賠償基準の考え方について」（2012〔平成24〕年7月20日。甲D共179号証の2及び3、乙D共24号証）

中間指針においては上記のとおり具体的な金額は定められていなかったが、2012〔平成24〕年7月20日に経済産業省から公表された「避難指示区域の見直しに伴う賠償基準の考え方について（別紙）」（甲D共179号証の3、乙D共24号証）では、家財の賠償基準について、次のように説明された。

① 家族構成に応じて算定した定額の賠償とし、帰還困難区域は、避難指示期間

中の立入などの条件が異なり、家財の使用が大きく制限されること等から、居住制限区域・避難指示解除準備区域と比較して一定程度高くなる設定とする。

※ なお、居住制限区域・避難指示解除準備区域は立入回数がより多くなるという前提で、立入に要する費用を算定し、一括払いを行う。

- 5 ② 損害の総額が定額を上回る場合には個別評価による賠償も選択可能とする。

(単位：万円)

世帯人数		1名	2名	3名		4名		5名	
	大人	1名	2名	2名	3名	2名	4名	3名	5名
	子ども	—	—	1名	—	2名	—	2名	—
帰還困難区域		325	595	635	655	675	715	735	775
居住制限区域 避難指示解除準備区域		245	445	475	490	505	535	550	580

※ 上記家族構成以外の場合も構成人数に応じて定額を算定。

このような基準は「関係市町村等と頻繁に意見交換を行い、一部の論点については継続的に検討することとしたが、避難指示区域の賠償基準の考え方について取りまとめを行うに至ったことから、これを公表するものである。」として公表された。他方、「3. 今後の進め方」として

10

- ① 賠償基準の具体的な論点については、これまでに関係市町村等と協議の場を持ち、また、事務レベルの意見交換を積み重ねてきたところであり、別紙に示す賠償基準の考え方に基づき、東京電力から賠償基準を公表するとともに、説明等の手続きをすすめることとする。

15

- ② 他方、継続して検討中の論点も残されており、また今後、賠償基準として対応すべき具体的な問題点が明らかになる場合には、政府が関係市町村等と必要な調整を行い、最終的には、東京電力が追加的な賠償基準を策定すること等によって対応する。

とされた（乙D共24号証2枚目）。

20

このように、経済産業省において、関係市町村等頻繁に意見交換を行った上で、公表された家財の賠償に関する基準について、さらに、その後、

関係市町村と協議や調整を行った上で、被告東京電力によって公表された次の賠償基準であると考えられる。

- (3) 被告東京電力プレスリリース「個人さまに対する家財の賠償に係るご請求手続きの開始について」(2013〔平成25〕年3月29日。甲D共299号証)

2012〔平成25〕年3月29日に公表された被告東京電力プレスリリース「個人さまに対する家財の賠償に係るご請求手続きの開始について」によれば、次のとおり説明されている。

1. ご請求いただける方

当社事故発生時点において避難指示区域内に居住されていた方または、避難指示区域外に居住されていたものの避難指示区域内に住宅を所有または賃借されていた方（以下、「避難指示区域外に居住されていた方」）を対象とさせていただきます。

なお、避難指示区域内に居住されていた方につきましては、世帯^{*2}単位でご請求いただきます。

2. お支払いの対象となる損害

当社事故発生時点において避難指示区域内の住宅に所有されていた家財について、持ち出すことができず価値が喪失した家財の時価相当額、および避難等による管理不能等により毀損した家財の原状回復費を対象とさせていただきます。

3. お支払いする金額

今回の賠償においては、個別の損害を証明していただくことなく、合理的な範囲で賠償金をご請求いただけるよう、以下のとおり「定型賠償」を実施いたします。また、個別の家財に生じた現実の損害を積み上げた合計金額が「定型賠償」による賠償金額を超える場合につきましては、「個別賠償」として超過分を賠償させていただきます。なお、「個別賠償」の具体的なご請求方法につ

きましては、改めてお知らせいたします。

(1) 避難指示区域内に居住されていた方に対する定型賠償

a. 一般家財の賠償

多くのご請求者さまが一般的に所有されていることが想定される家財について、当社事故発生時点の世帯人数および家族構成に応じて以下の金額を設定させていただき、お支払いさせていただきます。

世帯構成 居住されていた 場所	単身世帯の場合 (定額)		複数人世帯の場合 (世帯基礎額+家族構成に応じた加算額)		
		学生	世帯 基礎額	加算額	
				大人1名 あたり	子供1名 あたり
帰還困難区域	325万円	40万円	475万円	60万円	40万円
居住制限区域	245万円	30万円	355万円	45万円	30万円
避難指示解除準備区域					

※ 警戒区域、計画的避難区域(避難指示区域の見直しが完了していない区域)に居住されていた方につきましては、居住制限区域・避難指示解除準備区域と同額の賠償をさせていただきます。その後、帰還困難区域に指定された場合は、差額を賠償させていただきます。

b. 高額家財の賠償

避難等にもなう管理不能等により1品あたりの購入金額が30万円以上の家財が毀損した場合、修理・清掃費用相当額として、上記aとは別に1世帯あたり20万円を定額にてお支払いさせていただきます。

(2) 避難指示区域外に居住されていた方に対する定額賠償

当社事故発生時点において避難指示区域内に自己使用目的で所有・賃借している住宅内で所有されている家財に管理不能等による毀損が発生した場合は、簡易にご請求いただく観点から、修理・清掃費用相当額として、所有者お一人さまあたり10万円を定額にてお支払いさせていただきます。

以上のように、経済産業省が、関係市町村等と協議を行った上で発表した定額で賠償するという基準を踏まえて、被告東京電力は、家財については定額で賠償することなどのプレスリリースを行い、実際に家財に関する賠償を

行ったのである。

3 定額賠償とされた理由は立証負担の軽減にあること

上記のプレスリリースに先立つ（前日）2013〔平成25〕年3月28日、第31回原子力損害賠償紛争審議会が開催され、そこでは、家財について
5 定額で賠償する理由等について、資源エネルギー庁の西田企画官から次のように説明された（甲D共300号証）。この時点では、既に、翌日に上記(3)のプレスリリースの内容が確定していたことは明らかであるから、この説明はプレスリリースによって公表された家財の賠償についての説明と理解できる。

まず、西田企画官は、

10 財物賠償、家財の賠償につきましては、昨年の7月に資源エネルギー庁として、賠償の基本的な考え方の方をお示しさせていただいたところです。その後、地元の方々の御意見をお聞きしながら、具体的な在り方について東京電力と調整を進めてきたところです。御案内が大変に遅れて、大変恐縮ですけれども、先ほど東京電力から説明がありましたように、明日、財物賠償の開始につきまして、御案内できる
15 形によろしくなっております。

とされた。このように、上記の「避難指示区域の見直しに伴う賠償基準の考え方について」が公表された後にも、地元市町村等と協議を行い、被告東京電力と調整を行っていたのである。

そして、家財の賠償については、

20 それぞれの被害者の皆様がお持ちの家財につきましては、様々ものがございまして、それぞれにつきまして、その価値を立証して請求をするというのは非常に困難なことだと認識しております。このため、ここのページにございますように、家族構成に応じた賠償額といったものを一律にお支払をさせていただくということを考えてございます。

25 ただ、これは飽くまで一律にお支払いできる賠償額ということですので、当然のことながら、それぞれ被害者の皆様でお持ちの家財において、この賠償額では

満たないという方もいらっしゃると思います。そうした方々に対しましては、個別評価をした上で、きちんと適切な賠償をお支払できるようなことを今考えているところです。

5 このように、家財について定額で賠償されることになったのは立証負担軽減のためであって、その額が実際の損害額を超えることを意味しない。それは、まず、この金額が地元市町村等と繰り返し協議を行った上で定められたものであり、それ故、被害の実情を反映したものと考えられるからである。さらに、定額の賠償では不足がある場合には、個別評価をした上で賠償をするということも可能とされたからである。

10 家財についての賠償は、あくまで立証負担軽減のために最低限の賠償として定額の賠償が定められたと理解すべきであり、「高額な」、あるいは「訴訟における損害の算定よりも遙かに被害者有利に算定を行っている」という事実はない。

4 家財賠償の支払いにおける合意

15 家財賠償に関する基準は、上記のような経過を経て、被告東京電力自らが策定したものである。

 このような賠償方針と被告東京電力自ら設定した賠償基準に基づいて、被告東京電力は、被害者からの家財損害賠償の請求に対して、その損害発生時期と損害額を認定のうえで賠償を行い、被害者もこれを受領してきた。

20 このような直接請求の経過から、前述のとおり、家財の賠償についても、損害の発生と少なくとも被告東京電力の基準とした損害額があることを確認のうえで、その損害を填補するという和解が成立していることは明らかである。この和解に反して、他の損害項目の支払に充てるべきであるとの被告東京電力の主張は失当である。また、和解において合意した家財賠償の額が実際の損害額
25 と異なる場合であっても、被告東京電力において、支払額どおりの損害発生と損害額を認定して和解をしたのであるから、後になってそれを覆すことができ

ないことも和解の効力から当然のことである。

第8 不動産に関する損害の賠償について

1 被告東京電力の主張

5 不動産に関する損害の賠償について、被告東京電力は、まず、①時価評価について被害者に有利に算定していることなどから、交換価値の減少分の算定については、現実の交換価値減少分を超えて支払がなされて「過払い」が発生しているとする。また、②住居確保損害は、交換価値を超えた支払であるから、物的損害以外の損害の賠償の充てられるべきであるとも述べる。

10 しかしながら、これらの主張はいずれも失当である。

2 被告東京電力は個別具体的に過払いの主張をなすべきこと

被告東京電力は、不動産損害の評価方法について一般論を述べるだけであり、過払いの具体的な内容を主張しない。

15 本件では、不動産損害に関して請求をしている原告は一人だけである。また、直接請求を含めても、不動産損害について支払を受けている原告は一人だけである。この原告は、直接請求とその後に行った和解仲介申立による和解契約書の締結に基づき不動産損害について支払を受けている。したがって、過払いが生じていると述べるのであれば、抽象的な主張ではなく、具体的に、ADRにおける和解契約において対象不動産を特定して当該不動産の財物損害（物的損害）の賠償であることを明記した上で賠償金が支払われたにもかかわらず、どのような理由によって、どのような金額の過払いが発生しているのかを具体的に主張しなければならない。被告東京電力がこの点について主張しないのであれば、不動産損害に関する被告東京電力の主張は、本件の結論を出すに当たって意味のある主張ではなく、主張自体失当である。

25 また、被告東京電力が、共通準備書面（30）において指摘する原告番号40は、自らは不動産を所有しておらず、不動産損害について賠償を受けたこと

はない。被告東京電力が明らかにするとおり、不動産損害の賠償を受けたのは原告番号40の親族であって原告番号40ではない。しかも、不動産損害の賠償を受けた原告番号40の親族は本訴における原告ともなっていない。被告東京電力は、「世帯」番号40などと記載して関係があるかの如く述べるが、この点に関する被告東京電力の主張は、原告番号40の本訴請求とは全く無関係である。

3 宅地・建物の評価方法について

上記第2項の点を置くとしても、不動産損害の賠償について過払いが生じているという被告東京電力の主張は失当である。

(1) 全損等の評価について

ア 簡便な立証であることは金額が有利であることを意味しないこと

帰還困難区域について全損扱いとされることになったのは、5年以上立ち入りが制限されて使用ができないことを考慮したからであり、このことは、次のとおり中間指針二次追補において明らかにされている。

特に帰還困難区域内の不動産については、5年以上の長期間にわたり立ち入りが制限され使用ができないこと等の特別な事情があり、当面は市場価値が失われたものと観念することができる。このため、迅速な被害者救済の観点から、当該不動産に係る財物価値が本件事故発生直前の価値を基準として100パーセント減少（全損）したものと推認することによって、本件事故直前の価値の全額を賠償対象とすることができるものとする。

また、その他の避難指示区域内の不動産についても

居住制限区域内及び避難指示等解除準備区域内の不動産に係る財物損害についても、帰還困難区域内の不動産に準じ、一定期間使用ができないこと等を踏まえ、その価値減少分を客観的に推認することによって、当該減少分を賠償対象とすることができるものとする。

として、一定期間使用できないこと等から価値減少分を客観的に推認して

賠償することが明らかとされている。

その後、経済産業省から2012〔平成24〕年7月20日に提示された「避難指示区域の見直しに伴う賠償基準の考え方について」（乙D共24号証）等において、6年で全損、5年で6分の5、4年で6分の4、3年で6分の3、2年で6分の2の価値が失われたとの基準が示された。プレスリリース（乙D共383号証）によれば、これは

（4）なお、今回、政府の考え方を踏まえて東京電力から公表される賠償基準は、住民による詳細な損害証明等を経ることなく、より多くの住民が簡便かつ迅速に賠償金の支払いを受けるための選択肢を提供するものです。

というものである。このように、この賠償基準は、証明の負担を軽減するための基準であり、賠償額が住民らにとって有利になるということを意味していない。

したがって、この賠償基準に基づく支払によって不動産損害について過払いが生じているとの被告東京電力の主張は失当である。

イ 本件の原告については全損評価がなされるべきこと

本件において、避難指示等対象区域内に所有する不動産に関する損害について請求をしているのは一人だけである。この者の避難元は今も帰還困難区域に指定されており、今後も、長期間にわたって解除される見込みはない。したがって、この所有不動産について全損評価されるべきは当然のことであり、被告東京電力のこの点に関する主張は、本件では意味がない。

(2) 宅地の評価は時価相当額を算出するものであり被害者に特に有利な方法ではないこと

宅地の評価として固定資産税評価額の1.43倍としていることは特に被害者に有利な算定方法ではない。固定資産税評価額は鑑定評価価格等の7割を目途として定められている（固定資産税評価基準第12節一）。そのた

め、1.43を乗じればおおよそ時価に近い価格になると考えられるのであり、特に被害者に有利な算定方法ではない。かえって、固定資産税評価額の性質上、個別性について評価されていないことから、被害者にとって不利な算定になることもありうる。

5 (3) 建物の評価も時価相当額を算定するものであり被害者に特に有利な方法ではないこと

建物に関する算定方法を明らかにした「賠償金ご請求書②（算定方法選択）解説と記入例 宅地・建物・借地権」（乙D共386号証）の「3 時価相当額の算定方法」によれば

10 時価相当額とは、本件事故発生日時点における財産価値をいいます。賠償させていただく財部価値の減少額は、時価相当額に、避難指示期間に応じた割合を乗じることで算定いたします。

としている。

15 その上で、資産の価値を推定する方法として、「定型評価」等を列記しているが「建物については経年による価値減少率を低く抑えた算定方法」とは、一切述べられていない。

定型評価においては、固定資産税評価額に「建築物係数」を乗じて、「本件事故発生日時点の時価相当額」を求めるとし、「建築物係数」には、以下の内容を反映させているとの説明がある（21頁）。

20 ①建築時点と本件事故発生日時点との間の物価変動の補正

②現在の評価額から建築時点の評価額への補正

③積雪や寒冷の影響による損耗の補正

④評価額が建物の実際の建築費用よりも低く設定されていることに対する補正

⑤建築時点から現在までの経年にともなう価値減少の反映（庭木は除く）

25 このように、被告東京電力の説明によっても「建物については経年による価値減少率を低く抑えた算定方法」ではなく、時価相当額を算定するための

補正を行っているに過ぎない。

したがって、建物の評価についても時価が算定されているに過ぎない。なお、建物の個別性が評価されていないから被害者にとって不利に算定される可能性があることは、土地の場合と同様である

5 また、後に述べるとおり、被告東京電力による時価評価に基づく賠償実務では、公共収用の際の補償額において考慮される運用益喪失額に相当する部分については賠償がなされず、それ故に公共収用における補償額よりも水準が低くなっていることは、原賠審の議論において指摘されたとおりである。

4 持ち家に関する住居確保損害について

10 (1) 被告東京電力の主張

被告東京電力は、その共通準備書面26の23頁、共通準備書面29の21から22頁、共通準備書面30の85頁以下でほぼ同様の主張を繰り返している。その趣旨は、次のようなものと理解できる。

15 物の滅失・毀損に対する現実の損害賠償額は特段の事由のない限り滅失毀損当時の交換価値により定めるという従来判例によれば住居に係る財物損害は、本件事故時点での当該財物の時価相当額からの減少分として算定される価額である。住居確保損害の賠償は、本件事故による財物損害の額（交換価値）を超えて、新規の資産取得のために必要となった支出を填補するものである。この住居確保損害の支払

20 は、被害者支援という政策的見地から財物の時価賠償を超えて支払を行っているから、財産的損害（物的損害の誤りと思われる。）の賠償ではなく、避難生活を終了して生活再建を図るための資金として支払われているものであり、生活再建とそれに伴う平穏な生活の回復を通じた精神的苦痛の緩和にも向けられた支払と評価すべきである。それ

25 故、住居確保損害の支払は、原告の避難による精神的苦痛を慰謝し、生活の再建に資するものであり、原告の全損害に当然に充当されるべ

きである。また、土地・建物の新規購入費用は、支払った同額の資産を取得しているので財産的損害とはならず、「住居確保にかかる費用」は、「人格発達権侵害等の権利侵害に対する慰謝料」を含む精神的損害に対する慰謝料として支払われたとしか評価できない。

5 しかしながら、被告東京電力のこの主張は、まず、不法行為法の理念や目的に対する無理解に基づく議論である。住居確保損害の賠償は、住居不動産という財産を喪失した（あるいは長期間利用することができなかったことによる）損害、すなわち物的損害に対する賠償である。したがってまた、物的損害以外の損害に充当されないことも当然のことである。加えて、住居確保
10 損害は、特定の住居不動産に対する賠償であることを明示して、その損害額について合意（和解）した上で支払われたものである。被告東京電力の主張は、この和解の効力を一方的に否定する暴論というほかない。

被告東京電力のこの点に関する主張は、明らかに失当である。

(2) 住居確保損害に関する議論の経過

15 ア 中間指針（2011〔平成23〕年8月5日）

中間指針（乙D共1号証）では、物的損害について、「第3 政府による避難等の指示等に係る損害について」中の「10 財物価値の喪失又は減少等」において次のように述べている。

（指針）

20 財物につき、現実には発生した以下のものについては、賠償すべき損害と認められる。なお、ここでいう財物は動産のみならず不動産をも含む。

I) 避難指示等による避難等を余儀なくされたことに伴い、対象区域内の財物の管理が不能等となったため、当該財物の価値の全部又は一部が失われたと認められる場合には、現実には価値を喪失し又は減少した部分及びこれに伴
25 う必要かつ合理的な範囲の追加的費用（当該財物の廃棄費用、修理費用等）は、賠償すべき損害と認められる。

Ⅱ) Ⅰ) のほか、当該財物が、対象区域内にあり、

①財物の価値を喪失又は減少させる程度の量の放射性物質に曝露した場合
又は

②①には該当しないものの、財物の種類、性質及び取引態様等から、平均

5 的・一般的な人の認識を基準として、本件事故により当該財物の価値の全
部又は一部が失われたと認められる場合

には、現実には価値を喪失し又は減少した部分及び除染等の必要かつ合理的な
範囲の追加的費用が賠償すべき損害と認められる。

Ⅲ) 対象区域内の財物の管理が不能等となり、又は放射性物質に曝露するこ
10 とにより、その価値が喪失又は減少することを防止するために、所有者等が
支出した費用は必要かつ合理的な範囲において賠償すべき損害と認められ
る。

このように、本件事故直後である2011〔平成23〕年8月5日に公
表された中間指針では、不動産を含む財物損害の賠償は、当該財物の価値
15 を喪失又は減少した部分が対象となることを原則としていた。

イ 「東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損
害の範囲の判定に関する中間指針二次追補（政府による避難区域等の見
直し等に係る損害について）」（2012〔平成24〕年3月16日）

「東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害
20 の範囲の判定に関する中間指針二次追補（政府による避難区域等の見直し
等に係る損害について）」（乙D共5号証。以下「中間指針第二次追補」と
いう。）では、「第2 政府による避難指示等に係る損害について」の「4
財物価値の喪失又は減少等」において、財物損害について、次のように述
べている。

25 中間指針第3の〔損害項目〕の10の財物価値の喪失又は減少等は、中間指
針で示したもののほか、次のとおりとする。

(指針)

I) 帰還困難区域内の不動産に係る財物価値については、本件事故発生直前の価値を基準として本件事故により100パーセント減少(全損)したものと推認することができるものとする。

5

II) 居住制限区域内及び避難指示解除準備区域内の不動産に係る財物損害については、避難指示解除までの期間等を考慮して、本件事故発生直前の価値を基準として本件事故により一定程度減少したものと推認することができるものとする。

(備考)

10

1) I) について、財物価値の喪失又は減少等については、中間指針第3の[損害項目]の10において「現実に価値を喪失し又は減少した部分」を賠償すべき損害と認めているが、特に帰還困難区域内の不動産については、5年以上の長期間にわたり立入りが制限され使用ができないこと等の特別な事情があり、当面は市場価値が失われたものと観念することができる。このため、迅速な被害者救済の観点から、当該不動産に係る財物価値が本件事故発生直前の価値を基準として100パーセント減少(全損)したものと推認することによって、本件事故直前の価値の全額を賠償対象とすることができるものとする。

15

20

2) II) について、居住制限区域内及び避難指示等解除準備区域内の不動産に係る財物損害についても、帰還困難区域内の不動産に準じ、一定期間使用ができないこと等を踏まえ、その価値減少分を客観的に推認することによって、当該減少分を賠償対象とすることができるものとする。

25

3) 「本件事故前の価値」は、例えば居住用の建物にあっては同等の建物を取得できるような価格とすることに配慮する等、個別具体的な事情に応じて合理的に評価するものとする。

以下略

このように、中間指針第二次追補においても「本件事故前の価値」を前提とはしていた。他方で、その「本件事故前の価値」については「同等の建物を取得できるような価格とすることに配慮する」ことが明記され、価値の減価という観点だけではなく再取得費用も考慮すべきこととされた。

- 5 また避難指示等対象区域では、5年以上立ち入りが制限されて使用できないことから全損として取り扱うこと、居住制限区域等では「一定期間使用できないこと等」を減価分の評価にあたって考慮すべきこととされた。

ウ 原子力損害賠償紛争審査会の議論

(ア) 第33回原子力損害賠償審査会（2013〔平成25〕8月1日）

- 10 原子力損害賠償紛争審査会の議事録や配付資料を確認すると、住宅確保損害について議論がなされるようになったのは2013〔平成25〕年8月1日に開催された第33回審査会からのようである。この日に配布された資料1－3（甲D共301号証）では、住宅の賠償について次のように提起されている。

15 1. 住宅の賠償

現在の東電の賠償基準による財物賠償では、特に築年数の経った住宅に居住していた場合、他所での新たな家屋購入や解体・建替えができない。また、管理不能によりひどく傷んだ場合の修繕費も賄えないおそれがある。

- 20 （1）中間指針第二次追補では、事故直前の財物価値を基準として、価値の減少分を賠償すべき損害としている。また、中間指針では、必要かつ合理的な範囲の追加的費用（廃棄費用、修理費用等。合理的な修理等の費用は、原則として当該財物の客観的価値の範囲内のものとするが、文化財、農地等代替性がないものは客観的価値を超える金額の賠償も認められる。）も賠償すべき損害としている。

- 25 （2）帰還する避難者、又は移住（又は長期避難）を余儀なくされる避難者に対し、どのような賠償がなされるべきか。検討にあたっては以下の論点が

あるのではないか

a. 移住（又は長期避難）を余儀なくされる場合

①事故直前の財物価値をどのように算定すべきか。移住又は長期避難のために同等の住宅を取得することは可能か。（なお、財物賠償の東電への請求は始まっている中、現在の東電の算定方法を見直す場合には、追加分を明確に算定できるよう留意する必要がある。）

②事故直前の財物価値を超える賠償が必要となる場合、この賠償の性質をどのようなものと考えべきか。財物損害とは別の損害と考えるべきか否か。財物損害とは別の損害とした場合、具体的な損害の内容は何でどのように算定すべきか。

③解体費用は、追加費用等として賠償の対象とすべきか否か

④消費税や登記等の諸費用は賠償対象か。

b. 帰還する場合

①事故直前の財物価値の算定方法は上記 a. と同じ。

②現在の東電基準では、事故直前の財物価値の範囲ないであれば、必要かつ合理的な修繕費用の実費は賠償されとしている。一方、大規模修繕や建て直しにより事故直前の財物価値を超える賠償が必要となる場合、この賠償の性質をどのようなものと考えべきか。財物賠償とは別の損害と考えるべきか。財物損害とは別の損害とした場合、具体的な損害の内容は何でどのように算定すべきか。

③建直しのために必要な解体費用は、追加費用等として賠償の対象とすべきか。

④消費税や投機等の諸費用は賠償対象か。

このように、東京電力の賠償基準では、新たな住居を手に入れたり修繕したりする費用を賄うことができないという問題点が指摘されている。

(イ) 第34回原子力損害賠償審査会（2013〔平成25〕年9月10日）

2013〔平成25〕年9月10日に開催された第34回審査会においても引き続き住宅の賠償について議論がされた。ここでは、当時の能見会長から

この住宅の賠償についてですけれども、これは現行の東電の基準では住宅の賠償額が少ないという御意見が、地元の住民を中心にいろいろ出ておまして、また、指針としても、従来の中間指針の中でも、余りはっきりとはこの問題について触れておりませんけれども、しかし、新たに住宅を確保して、そこで新築ができるようにと——言葉、表現は、中間指針は違った表現が書いてあるかもしれませんが、そういう考え方を織り込んで賠償の額というのを決めた方がいいのではないかということが書かれたりしております。そこで、この住宅の賠償について、どういうふうな考え方ができるのか、これを御議論していただきたいと思うわけであります。

との提起があった（甲D302号証；第34回原子力損害賠償審査会議事録）。

このように、住宅の賠償を進めるなかで、被害者から賠償額が少ないという意見が出てきていること、中間指針二次追補において指摘された「本件事故前の価値」については「同等の建物を取得できるような価格とすることに配慮する」ことを踏まえて、さらに住宅の損害について議論すべきであるとの指摘がなされた。

また、この日、土地収用補償制度についての説明がなされ、土地収用に際しては運用益損失額が補償されるが、東京電力の賠償基準ではこれに相当する賠償がなされないことが指摘された。

能見会長からは、

先ほどの収用の場合の問題と連続する問題で・・・

少なくとも中古としての市場価格の賠償だけでは、新たに居住先で住宅を確保する、簡単に言えば新築の価格ですけれども、それとの間に差額があって、そういう意味で、新たな居住先で住宅を確保することが中古価格の賠償だけでは十分でないというので、何らかそこを穴埋めする——先ほどの収用の場合も同じような発想に立っていると思いますが、穴埋めすべきではないかということについては、恐らく大方の委員の御賛同が得られているというふうに理解しております。

との話があり、住居という不動産を失った損害については、市場価格の賠償だけではなく、新たな住宅を確保する費用もまた本件事故と因果関係のある損害であることが大方の委員の同意事項であることが分かる。

(ウ) 第36回原子力損害賠償紛争審査会（2013〔平成25〕年10月25日）

この日の会議資料2として「住宅の賠償について（論点整理③）案」（甲D共303号証）が配布されている。これによれば、住宅の賠償についての基本的考え方が次のように示されている。

(1) 事故時に持ち家に居住しており、移住（長期避難を含む。以下同

じ。）を余儀なくされる被害者や、帰還に際して避難指示に伴う管理不能により事故時に居住していた住宅の損壊が進行しその建替えまたは大規模修繕が必要となる被害者については、その安定的な居住場所の確保の重要性にかんがみ、移住先における住宅の取得や元の住宅の建替えまたは大規模修繕の必要性が認められる。この際、移住先における住宅取得のために必要な費用若しくは建替えまたは大規模修繕のために必要な費用については、特に築年数の経過した住宅の事故直前の財物価値（以下「事故前価値」という。）が低い評価とならざるを得ないこと、移住の場合に相対的に地価単価の高い地域へ移住する蓋然性が高いこと等から、当該被害者の所有する住宅（または宅地）に係る事故前価値を超え

る場合もあり得ると認められる。

(2) このため、被害者が移住を余儀なくされる場合または帰還可能な場合における、住宅の確保に要する費用のうち、もとの住宅（または宅地）に係る事故前価値を超える必要かつ合理的な追加的費用については、住居確保損害（仮称）として、財物損害とは別に賠償すべき損害と認められるのではないか。

なお、ここで言うところの「財物損害とは別に」とは、中間指針第3の「10 財物価値の喪失又は減少等」で述べたところの財物損害、すなわち東京電力が従前行っていた賠償実務における「財物賠償」であり、物的損害の賠償とは別にという意味ではない。この趣旨は、次に述べる第37回審査会における資料2-1において明らかにされている。

(エ) 第37回原子力損害賠償紛争審査会（2103〔平成25〕年11月22日）

この日の会議資料2-1「住宅の賠償について（案）」（甲D共304号証）では次のように述べられている。

1. 基本的考え方

(1) 事故時に持ち家に居住しており、移住（長期避難を含む。以下同じ。）を余儀なくされる被害者や、帰還に際して避難指示に伴う管理不能により事故時に居住していた住宅の損壊が著しく進行した被害者については、その安定的な居住場所の確保の重要性にかんがみ、移住先における住宅の取得や元の住宅の建替え又は大規模修繕の必要性が認められる。この際、移住先における住宅取得のために必要な費用若しくは建替え又は大規模修繕のために必要な費用については、特に築年数の経過した住宅の事故直前の客観的な財物価値（以下「事故前価値」という。）が減価償却により低い評価とならざるを得ないこと、移住の場合に相対的に地価単価の高い地域へ移住する蓋然性が高いこと等から、当該被害者の所有する住宅（又は宅地）

に係る事故前価値を超える場合もあり得ると認められる。

(2) このため、被害者が移住を余儀なくされる場合又は帰還可能な場合における、住宅の確保に要する費用のうち、元の住宅（又は宅地）に係る事故前価値を超える必要かつ合理的な追加的費用については、住居確保損害（仮称）として、従来の東電の賠償実務における財物損害とは別に賠償すべき損害と認められる。

(3) 以下、略

上記(2)が述べている「従来の東電の賠償実務における財物損害」とは中間指針第二次追補を受けて行われていた事故前価値の賠償である。中間指針四次追補が述べるとおり「住居確保損害」は、事故前価値の賠償である従前行われていた「財物損害」とは別に、住居不動産の喪失（ないし長期間の利用不能）による損害として賠償すべきとしているのである。

エ 「東京電力株式会社福島第一，第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針第四次追補（避難指示の長期化等に係る損害について）」（平成25年12月26日）

2013〔平成25〕年12月26日付で公表された「東京電力株式会社福島第一，第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針第四次追補（避難指示の長期化等に係る損害について）」（乙D共7号証，甲D共178号証の7。以下「中間指針第四次追補」という。）では、「第2 政府による避難指示等に係る損害について」の「2 住居確保に係る損害」が明記された。ここでは次のとおり述べられている。

（指針）

Ⅰ）前記1のⅠ）①の賠償の対象者（引用者注；帰還困難区域又は大熊町若しくは双葉町の居住制限区域若しくは避難指示解除準備区域からの避難

者)で従前の住居が持ち家であった者が、移住又は長期避難(以下「移住等」という。)のために負担した以下の費用は賠償すべき損害と認められる。

①住宅(建物で居住部分に限る。)取得のために実際に発生した費用(ただし、③に掲げる費用を除く。以下同じ。)と本件事故時に所有し居住していた住宅の事故前価値(第二次追補第2の4の財物価値を言う。以下同じ。)との差額であって、事故前価値と当該住宅の新築時点相当の価値との差額の75%を超えない額

②宅地(居住部分に限る。以下同じ。)取得のために実際に発生した費用(ただし③に掲げる費用を除く。)と事故時に所有していた宅地の事故前価値(第二次追補第2の4の財物価値をいう。以下同じ。)との差額。ただし、所有していた宅地面積が400㎡以上の場合には当該宅地の400㎡相当分の価値所有していた宅地の事故前価値とし、取得した宅地面積が福島県都市部の平均宅地面積以上である場合には福島県都市部の平均宅地面積(ただし、所有していた宅地面積がこれより小さい場合は所有していた宅地面積)を取得した宅地面積とし、取得した宅地価格が高額な場合には福島県都市部の平均宅地面積(ただし、所有していた宅地面積がこれより小さい場合は所有していた宅地面積)に福島県都市部の平均宅地単価を乗じた額を取得した宅地価格として算定する。

③①及び②に伴う登記費用、消費税等の諸費用

Ⅱ) 前記1のⅠ)①の賠償の対象者以外で避難指示区域内の従前の住居が持ち家であった者で、移住等をすることが合理的であると認められる者が、移住等のために負担したⅠ)①及びⅠ)③の費用並びにⅠ)②の金額の75%に相当する費用は、賠償すべき損害と認められる。

Ⅲ) Ⅰ)又はⅡ)以外で従前の住居が持ち家だった者が、避難指示が解除された後に帰還するために負担した以下の費用は賠償すべき損害と認められ

る。

①事故前に居住していた住宅の必要かつ合理的な修繕又は建替え（以下「修繕等」という。のために実際に発生した費用（ただし、③に掲げる費用を除く。）と当該住宅の事故前価値との差額であって、事故前価値と当該住宅の新築時点相当の価値との差額の75%を超えない額

②必要かつ合理的な建替えのために要した当該住宅の解体費用

③①及び②に伴う登記費用、消費税等の諸費用

Ⅳ）従前の住居が避難指示区域内の借家であった者が、移住又は帰還のために負担した以下の費用は賠償すべき損害と認められる。

①新たに借家に入居するために負担した礼金等の一時金

②新たな借家と従前の借家との家賃の差額8年分

Ⅴ）Ⅰ）ないしⅣ）の賠償の対象となる費用の発生の蓋然性が高いと客観的に認められる場合には、これらの費用を事前に概算で請求することができるものとする。

前述のような原賠審における議論を経て策定されたのが、この第四次追補であり、ここに述べられている「住居確保に係る損害」は、議論の経過から明らかなとおり、住居不動産に関する住居不動産の喪失（あるいは長期間の利用不能）という物的損害に対する賠償である。

オ 経過に関するまとめ

以上のように、住居不動産に関する損害は、中間指針において、当該不動産の価値喪失又は減少した部分が対象となることを原則として、このような方針で被告東京電力により財物損害の賠償が行われていた。しかしながら、避難指示等対象区域の地価が低いことや、築年数の経過した建物の価値が低いことなどから、価値減少分のみの賠償では、新たな住居を確保することができない（原状回復がなされない）という問題が提起された。これを受けて、原賠審において議論なされた結果、住居不動産に関する損

害は、従前行われていた「財物賠償」＝交換価値の賠償以外に、「住居確保損害」についても賠償すべき損害であるとされた。このような議論の後、中間指針第4次追補において住居確保損害について賠償すべきことが示された。このように、「住居確保損害」も、住居不動産の喪失（あるいは長期間の利用不能）という物的損害に対してなされるべき賠償であるとされたのである。

(3) 差額説と矛盾しないこと

ア はじめに

被告東京電力は、「住居確保損害」について、「差額説の枠を超えて」と述べる（被告東京電力共通準備書面30・89頁）が、失当である。被告東京電力側で意見書を作成し提出されている窪田充見教授は、「原子力発電所事故と居住目的不動産に生じた損害—物的損害の損害額算定に関する一考察—」（甲D共297号証）において、住居確保損害の賠償は差額説と矛盾せず、むしろ、損害賠償の機能は、発生した損害について原状回復を実現する点にあるから、交換価値や市場価値の賠償が原状回復を基礎付けるに足りない本件のような場合には、原則に立ち返って、再調達の費用を出発点とすることが適切あるいは必要であると述べている。つまり、窪田教授は、本件において、住居確保損害について賠償することが、損害賠償の機能や理念に照らして適切であると述べている。

窪田教授は、上記論考において、概略、次のように述べている。

イ 窪田教授の論考について

(ア) 全損評価について

全損には、対象とされる物が完全に失われた状態＝物理的全損と、その効用を完全に失い本来の機能を果たさない状態＝経済的全損を指す。帰還困難区域に所在する住居不動産については、後者の意味で、住民がその所有権をなお維持するとしても、全損として評価することが適切で

ある。

(イ) 3つの損害額算定方法について

物品に全損に相当する被害が生じた場合、理論的には、交換価値（市場価値）に即した計算方法＝交換価値アプローチ，利用価値に即した計算方法＝利用価値アプローチ，原状回復に必要な費用に即した計算方法＝原状回復費用アプローチの3つの方法がある。

これら3つの方法は、いずれも特殊な理論を採用しなければ導かれないというものではなく、また3つの方法は互いに排他的な関係にあるわけではない。また、これら3つの方法は、現在の判例実務が維持しているとされる差額説（ないしは差額説的な損害額計算方法）とは抵触していない。

利用価値アプローチも差額説の観点から説明が可能である。人身損害における逸失利益の計算は、不法行為がなかったとすれば得られたであろう収入等と現実の状況とを対比するという意味で、利用価値アプローチにほかならない。

原状回復費用アプローチも不法行為によって生じた現実の状況と仮定的な状況とを対比し、そのあるべき仮定的状況に回復をさせるという意味で差額説的な損害理解と矛盾しない。物的損害の修理費用だけでなく人身損害における治療費等の積極損害はまさしくこうした原状回復費用の観点から理解できる。こうした原状回復が損害賠償において特異なものではなく、むしろ原則として位置付けられ得ることについては、物損における対象物の一部損傷の場合において、まず修理費用が損害額算定の出発点とされることから理解できる。そこでは、原状回復に必要とされる費用としての修理費用が賠償額算定の基礎とされている。

(ウ) 居住用家屋の全損被害における特殊性

中古自動車の全損の場合と居住用不動産の全損の場合とでは大きな相違がある。

5 まず、居住用不動産の場合は、中古自動車の場合と比較して、再調達の必要性ははるかに高い。したがって、再調達の費用に即した計算方法は自動車の場合と比較してより重要視されるべきである。特に、自動車の場合と異なり、交換価値、市場価値による計算方法と、再調達の費用に即した計算方法が大きく異なるとすれば、その点は、重要な実践的意義を有する。

10 また、自動車の場合と大きく異なるのが、再調達の難しさである。自動車の場合は中古車市場が広く存在し、容易に相当する価値の自動車（代替性の高い中古車）を調達することが可能である。他方、不動産については、中古市場自体が中古自動車と比較してはるかに限定される。その点で、「同程度の中古の家屋」を調達するということ自体、非常に困難である。さらに居住用不動産の場合、それが生活に密着したものであるために、単に家屋や土地の品質や一般的な利便性だけが同じであるとしても、再調達の対象とはなり得ない場合も少なくない。このように居住用不動産はその代替性の低さ、さらに生活と関連して生ずる限定性によって、二重に再調達が容易ではない。このことは、中古自動車と異なり、交換価値と再調達価格が一致するという観点からの説明（交換価値の賠償によって再調達をめぐる問題も解消される）を困難として、再調達それ自体に焦点を当てた分析を必要とすることを意味する。

15

20

25 自動車の場合、期間の長短についてはそれぞれであったとしても、いずれかの時点で買い換えが予定されているのが通常である。その点が、交換価値アプローチによることの一つの有力な基礎づけとなっている。他方、居住用不動産は、一般的にそうしたことがあらかじめ想定されているわけではない。むしろ、自動車とは異なり、居住用不動産は「終の

棲家」として購入されることが多い。これを前提とすれば、居住用不動産について買い換えを余儀なくされるというのは、単に予定していたよりも早い時期に買い換えをすることが求められるというものではなく、本件事故がなければ不要であった買い換えを求められるという点で、自動車の場合とは決定的に異なる負担を被害者に求めることになる。

以上のような点から、居住用不動産については交換価値アプローチによる賠償額算定を正当化する前提条件を欠いている。

(エ) 本件において居住用不動産の損害額算定については原状回復アプローチを採用すべき

再調達費用に即した損害賠償額の算定は、従来判例が採用してきているとされる差額説と矛盾するものではない。むしろ、損害賠償の機能は、発生した損害について原状回復を実現するところにあるのであり、差額説による損害理解、損害額算定は、そうした本来の損害賠償の機能を実現するためのものにすぎない。損害賠償それ自体が原状回復を基本的な目的とするものであり、損害賠償の基本的な理念として位置付けられるということについては、伝統的な不法行為法理論を含めて、共有されてきた。

損害賠償の基本的な機能が原状回復にあるということに照らせば、前提が全く異なる中古車の賠償方式を援用し、原状回復（再調達）が不可能なまま放置することは、損害賠償という観点からは正当化されるものではない。従来判例においても、帰責事由によって責任が基礎づけられるわけではない補償の場合ですら、そうした配慮がなされているのであり、交換価値、市場価値の賠償が原状回復を基礎づけるに足りない本件の場合には、原則に立ち返って、再調達の費用を出発点とする賠償を

(オ) まとめ

窪田教授は上記のような検討を経て、本件においては、原状回復費用アプローチを採用すべきと結論した上で、居住用不動産について「住居確保損害」を賠償することは、原状回復費用アプローチを認めているものであると評価している。そして、中間指針第四次追補によって再調達した不動産の価格が賠償の基準とされているとしている。

5 (4) 本件事故による物的損害（不動産に関する損害）に対する賠償であること

窪田教授も述べる通り、損害賠償の基本的な目的あるいは理念が原状回復であることには異論がない。窪田教授の論考（甲D共297号証）でも引用されている四宮「不法行為（現代法律学全集10－ii）」〔青林書院〕（1995年初版第6刷）476から477頁（甲D共298号証）でも指摘されているとおりである（窪田教授の論考では478頁が引用されているがこれは刷の違いによるものと思われる。）。

窪田教授が述べるように、交換価値（市場価値）ではなく原状回復費用（再調達費用）によって住居不動産の喪失に対する賠償額を算定することは、差額説には反しないし、損害賠償法の理念や目的からすればより適切な算定方法である。

住居確保損害の賠償は、住居不動産という物的損害の賠償なのである。

5 田畑の賠償について

これについても、本件において対象となる原告は一人だけである。被告東京電力は、「田畑や山林等の評価については、時価相当額の算定に際しての単価の設定において、周辺の状況類似地区の中でも比較的優良な土地（高い価値を有する土地）を当該状況類似地区の代表として設定し、そのような優良な土地の単価を状況類似地区内の田畑全てに適用するとしている」から被害者にとって有利な算定方法であると主張するようである（被告東京電力共通準備書面（26）20頁）。しかしながら、本件において対象となる原告との関係で

は、失当と言わざるを得ない。

主張の詳細は個別準備書面に委ねるが、本件では、直前に近隣の田畑について町との間で売買がなされており、市場価格が明確になっているにもかかわらず、被告東京電力は、自らが算定した金額に固執し、売買価格よりも低額の賠償しかしようとしな

この点に関する被告東京電力の主張も失当である。

第9 借家に関する住居確保損害について

1 住居確保損害の賠償基準

住居確保にかかる費用のうち、避難者が借家に居住していた場合における支払基準は、次のとおりである。

① 新たに借家に入居するための礼金等の一時金相当額として、1人世帯の場合100,000円（世帯人数が一人増えるごとに10,000円を加算）

② 新たな借家と当社事故発生時点の借家との家賃差額相当額（8年分）および新たに借家に入居するための礼金等の一時金相当額として、1人世帯の場合1,620,000円（世帯人数が一人増えるごとに610,000円を加算）

この基準は、原賠審における議論を経て公表された中間指針第四次追補を踏まえて被告東京電力が自ら基準を作成し・公表したものである。

2 賠償基準策定に至る経緯

(1) 中間指針第四次追補（2013〔平成25〕年12月26日）

借家に関する住居確保損害については、中間指針第四次追補において次のとおり述べられている（甲D共178号証の7）。

Ⅳ）従前の住居が避難指示区域内の借家であった者が、移住等又は帰還のために負担した以下の費用は賠償すべき損害と認められる。

① 新たに借家に入居するために負担した礼金等の一時金

② 新たな借家と従前の借家との家賃の差額の8年分

また「(備考)」欄において、次のとおり説明されている。

7) IV) について、避難者が実際に避難している地域や移住等を希望する地域が、従前の住居がある地域に比して地価単価の高い福島県都市部である場合が多いことから、移住等に当たって、移住等の先の借家の家賃等が事故前に賃借していた借家の家賃等を超える場合が多く生じ得ることを考慮し、公共用地取得の際の補償を上回る水準で賠償されることが適当と考えられる。差額が賠償の対象となる「新たな借家の家賃」とは、前記1のI) ①の賠償の対象者(引用者注; 帰還困難区域等の被害者のこと)、及び前記1のI) ②の賠償の対象者(引用者注; ①以外の避難指示等対象区域の被害者のこと)であって移住等をすることが合理的であると認められる者については、本件事故時に居住していた借家の面積等に応じた福島県都市部の平均的な家賃を上回る場合には当該平均的家賃とし、帰還の際に従前の借家への入居が不可能である者については、本件事故時に居住していた借家の面積等に応じた被災地周辺の平均的な家賃を上回る場合には当該平均的家賃とする。

(2) 第四次追補に先立つ原賠審における説明内容

第四次追補公表に先立って2013〔平成25〕年11月22日に行われた第37回原賠審において、借家に関する住居確保損害について次のとおり説明されている(甲D共304号証; 「住宅の賠償について(案)」6頁)。

事故時に住宅を所有しておらず、借家に居住していた被害者であって、移住を余儀なくされる住宅非所有者については、転居に伴う一時金のみならず、地価の相対的に高い地域へ移住することにより、移住先の家賃と事故前の家賃の差額が追加的費用として発生する可能性が認められる。また、移住を余儀なくされる者以外の住宅非所有者については、帰還の際に事故時に居住していた借家が確保されない可能性が認められる。

これらの場合においても、公共用地取得における補償実務も参考にしつつ「必

要かつ合理的な追加的費用」を賠償すべき損害としてはどうか。具体的には、新たな借家への転居に必要な一時金（礼金等）に加え、福島県内の周辺地域における、当該被害者の事故時に居住していた住居と同等の住居の家賃の差額を上限としつつ、移住先の家賃と事故前の家賃の差額（実費）の一定期間分を「必要かつ合理的な追加的費用」として賠償すべき損害と認めることが適当と考えられるのではないか。この際、「一定期間」については、公共用地取得における借家人に対する補償額の算定基準（注２）を踏まえ、その最長である４年の２倍の８年を目安とすることが適当ではないか。

（注２） 借家人に対する補償基準：借家人が支払う礼金、敷金の１０年間の運用益相当額及び家賃の差額×補償年数（２年～４年）

このように、借家に関する住居確保損害は、公共用地取得の際の補償を参考にして基準が定められており、住居を失ったことに対して損害賠償が目的とする原状回復のためになされる賠償である。被告東京電力が述べるような「精神的苦痛の緩和に向けられた支払い」ではない。

(3) 被告東京電力による平成２６年４月３０日付プレスリリース

被告東京電力は、中間指針第四次追補を受けて、２０１４〔平成２６〕年４月３０日に、「住居確保に係る費用の賠償および住居以外の建物修復に係る費用の賠償に関するご案内について」と題するプレスリリース（甲Ｄ共３０５号証）を公表した。被告東京電力は、このプレスリリースにおいて、次のとおり説明している。

２．借家にお住まいであった方に対する住居確保に係る費用の賠償について

当社事故発生時点において借家にお住まいであった方を対象に、移住・帰還される先での新たな住居を確保するための費用として、礼金等の一時金相当額や新たな借家と従前の借家との家賃差額相当額（８年分）を定額でお支払いさせていただきます。

詳細は以下のとおりです。なお、避難中にご負担される家賃は、当社事故発生時点にお住まいの区域に応じた賠償対象期間の範囲内において、別途ご請求いただけます。

(1) ご請求いただける方

5 当社事故発生時点において避難指示区域内の借家にお住まいであった方を対象とさせていただきます。

* 避難されたことにより、移住・帰還される先での新たな住居を確保するための費用の負担を余儀なくされた方が対象となります。

10 * 当社事故発生時点において移住を余儀なくされた区域以外の避難指示区域内にある借家にお住まいであった方が移住される場合につきましては、移住される合理的なご事情として、「営業・就労」「医療・介護」「お子さまの生活環境」等の状況をご申告いただくことで柔軟に対応させていただきます。

(2) お支払いの対象となる費用

15 移住・帰還される先での新たな住居を確保するための費用として、以下の費用相当額をお支払いさせていただきます。

- ・新たに借家に入居するための礼金等の一時金相当額
- ・新たな借家と従前の借家との家賃差額相当額（8年分）

(3) お支払いする賠償金額について

20 ご申告いただいた帰還または移住される先の住所に応じて、中間指針第四次追補を踏まえ、福島県都市部の借家の平均的な家賃と避難指示区域内の借家の平均的な家賃をもとに算定した賠償金を、当社事故発生時点のご世帯の人数に応じて定額でお支払いいたします。

a. 避難指示区域であった地域を新たな生活の本拠とされる場合

25 新たに借家に入居するための礼金等の一時金相当額として、1人世帯の場合100,000円（世帯人数が一人増えるごとに10,000円を加

算)

* 避難指示区域であった地域を新たな生活の本拠とされる場合、当社事故発生時点と同等の家賃水準となることが見込まれることを踏まえ、上記の賠償金には新たな借家と当社事故発生時点の借家との家賃差額相当額は含まれておりません。

* 当社事故発生時点の借家の家賃が低廉であって、新たな借家の家賃との差額が発生する場合には、ご負担された家賃の差額を必要かつ合理的な範囲内でお支払いさせていただきます。

b. 避難指示区域外の地域を新たな生活の本拠とされる場合

新たな借家と当社事故発生時点の借家との家賃差額相当額（8年分）および新たに借家に入居するための礼金等の一時金相当額として、1人世帯の場合1,620,000円（世帯人数が一人増えるごとに610,000円を加算）

3 借家に関する住居確保費用の支払いにおける合意

このように、被害者が借家に居住していた場合の住居確保費用については、①新たに借家に入居するための礼金等の一時金相当額として、1人世帯の場合100,000円（世帯人数が一人増えるごとに10,000円を加算）、②新たな借家と当社事故発生時点の借家との家賃差額相当額（8年分）および新たに借家に入居するための礼金等の一時金相当額として、1人世帯の場合1,620,000円（世帯人数が一人増えるごとに610,000円を加算）を賠償するという基準が設けられており、これは、中間指針第四次追補を受けて、被告東京電力自らが策定した賠償基準である。

このような賠償方針と被告東京電力自ら設定した賠償基準に基づいて、被告東京電力は、被害者からの住居確保費用の請求に対して、その損害発生時期と損害額を認定のうえで賠償を行い、被害者もこれを受領してきた。

このような直接請求の経過から、借家に関する住居確保損害の賠償について

も、損害の発生とその発生時期、損害額について確認のうえで、その損害を填補するという和解が成立していることは明らかである。この和解に反して、他の損害項目の支払に充てるべきであるとの被告東京電力の主張は失当である。また、和解において合意した住居確保損害の額が実際の損害額と異なる場合であつても、被告東京電力において、支払額どおりの損害発生と損害額を認定して和解をしたのであるから、後になってそれを覆すことができないことも和解の効力から当然のことである。

4 小括

以上のとおりであり、借家に関する住居確保損害の賠償は、本件事故によって住居を失った被害の賠償としてなされたものである。被告東京電力は、住居確保費用（借家）の賠償には「避難生活を終了して生活再建するための資金として支払われているものであって、その意味で、生活再建とそれに伴う平穏な生活の回復を通じた精神的苦痛の緩和に向けられた支払いと評価されるべきである」と主張する（被告東京電力準備書面（30）・89頁）が、そのような事実はない。

第10 住居の補修・清掃費用

1 住居の補修・清掃費用の賠償基準公表の経緯

(1) 「避難指示区域の見直しに伴う賠償基準の考え方について」

経済産業省は、2012〔平成24〕年7月20日付で「避難指示区域の見直しに伴う賠償基準の考え方について」を公表し、次のとおり、住宅等の補修・清掃費用として定額30万円を賠償し、これを上回る場合は実損額を賠償するとの見解を示した（甲D共179号証の2及び3、乙D共24号証6頁）。

(1) 住宅等の補修・清掃費用

住宅等の補修・清掃に要する費用として、30万円の定額の賠償を行うこと

とし、これを上回る場合は実損額に基づき賠償するものとする。

(2) 「避難指示区域の見直しに伴う賠償の実施について（旧緊急時避難準備区域等）」と題するプレスリリース

被告東京電力は、上記(1)の経済産業省の基準を受けて、2012〔平成24〕年7月24日付で「避難指示区域の見直しに伴う賠償の実施について（旧緊急時避難準備区域等）」と題するプレスリリース（甲D共306号証）を公表した。

ここでは、住宅等の補修・清掃費用について、次のとおり定額30万円を賠償し、これを上回る場合は実損額を賠償する旨明らかにした。

1. 旧緊急時避難準備区域、旧屋内退避区域および南相馬市の一部地域、特定避難勧奨地点で個人さま・個人事業主さまが所有する住宅等の補修・清掃費用に係る賠償

当社事故発生当時に旧緊急時避難準備区域、旧屋内退避区域、南相馬市の一部地域、特定避難勧奨地点に存在し、不動産登記されていた建物の補修・清掃費用に係る賠償金をお支払いさせていただきます。

○お支払いの対象となる費用

当社事故による避難等に伴う管理不能により住宅等に生じた損傷を原状回復させるための補修・清掃費用を対象とさせていただきます。

○ご請求いただける方

当該区域内の不動産登記された建物を所有し、お支払いの対象となる費用をご負担された個人さまおよび個人事業主さま。

○賠償対象期間

当社事故発生以降、平成25年3月31日までに実施された補修・清掃費用を対象とさせていただきます。なお、当該期間以降に補修・清掃を実施された場合には、個別にご事情をお伺いさせてい

たきます。

○お支払いする金額

避難等に伴う管理不能により住宅等に生じた損傷を原状回復するために要した実費を、必要かつ合理的な範囲でお支払いさせていただきます。

なお、ご自宅の補修・清掃費用に限り、定額30万円を標準額としてお支払いさせていただきます。

2 30万円の定額賠償を原則とした理由は立証負担の軽減であること

住宅等の補修・清掃費用に関して30万円の定額賠償を原則とする理由について、被告東京電力は、そのホームページ「福島復興への責任 > 賠償 > よくいただくご質問 > 財物の賠償について」のQ12-1（甲D共307号証）において、次のとおり説明している。

自宅の場合、補修・清掃費用と補修して定額30万円を賠償するのはなぜか。（Q12-1）

すでにご帰還され、補修・清掃を実施済みの方が、領収書等を保管していない場合も想定されることから、定額での賠償額として30万円をお支払させていただきます。金額については、福島県の平均的な住宅の簡易な補修および室内クリーニング費用を参考に設定させていただきました。

このように、住宅等の補修・清掃費用について定額賠償を原則としたのは、領収証の紛失などによる立証の困難性に鑑みてのことである。そして、賠償額を30万円としたことについては福島県内における平均的な住宅の簡易な補修清掃費用を参考に設定したというのである。

したがって、この金額は、賠償金額として特に高額に定められているわけではない。

3 住宅等の補修・清掃費用の支払における合意

このように、住宅等の補修・清掃費用として定額30万円を賠償し、実損額

がこれを上回る場合には実損額を賠償するという賠償基準は、被告東京電力自らが賠償基準として策定したものである。かつ、経済産業省も、同様の考え方を示している。

被告東京電力は、この賠償基準に従って、被害者からの住宅等の補修・清掃費用の賠償請求に対して、その損害発生時期と損害額を認定のうえで賠償を行い、被害者もこれを受領してきた。

このような経過に照らせば、被害者と被告東京電力との間では、当社事故発生以降、平成25年3月31日までに発生した住宅等の補修・清掃費用について、原則として定額30万円の損害額を認定のうえで、例外的に同額を上回る実損額が確認される場合にはその実損額を損害認定のうえで、その損害を填補するという合意（和解）の基づき支払いが行われたとみるべきである。

第11 就労不能損害と「特別の努力」

1 就労不能損害の賠償基準に関する経過

就労不能損害については、「特別の努力」として収入のうち月額50万円までは控除しないこととされた。このように就労不能損害について「特別の努力」を考慮することになった経過は次のとおりである。

(1) 中間指針第二次追補

2012〔平成24〕年3月16日付で公表された中間指針第二次追補（乙D共5号証）は、就労不能損害に関して「特別の努力」について考慮すべきこととした。

（指針）

Ⅱ）就労不能等に伴う損害を被った勤労者による転職や臨時的就労等が特別の努力と認められる場合には、かかる努力により得た給与等を損害額から控除しない等の合理的かつ柔軟な対応が必要である。

このように「特別の努力」について考慮すべきこととした理由について、中間指針二次追補は

(備考)

2) II) について、「特別の努力」に係る「合理的かつ柔軟な対応」の考え

方は、基本的には前記2の(備考)の3)に同じである。

とする。前記2とは営業損害に関して触れられた部分であり、営業損害につ
いて「特別の努力」を考慮するとされ、その理由が、その(備考)3)にお
いて次のように説明されている。

本件事故には突然かつ広範囲に多数の者の生活や事業等に被害が生じたとい
う特殊性があり、被害者が営業・就労を行うことが通常より困難な場合があ
り得る。また、これらの営業・就労によって得られた利益や給与等を一律に全
て控除すると、こうした営業・就労をあえて行わない者の損害額は減少しない
一方、こうした営業・就労を行うほど賠償される損害額は減少することにな
る。このため、当 該利益や給与等について、一定の期間又は一定の額の範囲
を「特別の努力」によるものとして損害額から控除しない等の「合理的かつ柔
軟な対応」が必要である。

(2) 被告東京電力プレスリリース「個人さまに対する4回目のご請求書類
の発送について」(2012〔平成24〕年6月21日)

中間指針第二次追補においては、「特別の努力」について合理的かつ柔軟
な対応が必要であるとしたが、具体的な数字については言及していなかつ
た。しかしながら、被告東京電力は、2012〔平成24〕年6月21日、
プレスリリース「個人さまに対する4回目のご請求書類の発送について」に
おいて、就労不能損害について、中間指針第二次追補を踏まえて、就労不能
損害の中間収入の非控除限度額を1人月額50万円とするとした(甲D共3
08号証)。

第二次追補や避難指示区域*1の見直し等を踏まえ、当社事故以降に転職や臨
時の就労等によって新たに就労された勤務先から得られた収入については、第
二次追補にある「特別の努力」として、一定の範囲で当社事故がなければ得られた

であろう収入から控除しないこととさせていただきます。具体的には以下のとおりです。

＜中略＞

○賠償額

5 今回のご請求対象期間について、当社事故以降に新たに就労された勤務先から実際に得られた収入のうち月額50万円までについては、当社事故がなければ得られたであろう収入から控除せず、賠償金をお支払いさせていただきます。

(3) 「避難指示区域の見直しに伴う賠償基準の考え方について」

10 その後、2012〔平成24〕年7月20日、経済産業省も、「避難指示区域の見直しに伴う賠償基準の考え方について」（甲D共179号証の2及び3，乙D共24号証）において、次のとおり、就労不能損害で控除を行わない収入は月額50万円を上限とするとした。

② 営業・就労再開等による収入は差し引かず

15 営業損害及び就労不能損害の賠償対象者が、営業・就労再開、転業・転職により収入を得た場合、一括払いの算定期間中の当該収入分の控除は行わない。

※1 大企業は本取扱いの適用対象外とする。

※2 就労不能損害で控除を行わない収入は月額50万円を上限とする。

2 本件事故の特殊性から「特別の努力」として50万円までの中間収入を

20 控除しないとされたこと

中間指針第二次追補が指摘したとおり、本件事故には突然かつ広範囲に多数の者の生活や事業等に被害が生じたという特殊性があり、被害者が営業・就労を行うことが通常より困難な場合があり得る。それ故に、「特別の努力」を考慮するべきとされた。

25 本件事故の特殊性と、それ故に「特別の努力」を考慮すべき理由については、ADRの統括委員会が2012〔平成24〕4月19日に決定した「統括

基準（営業損害・就労不能損害算定の際の中間収入の非控除について）」において、次のようにさらに具体的に述べられている（甲D共176号証の10）。

1 本件被害は、突然に発電所を中心とする半径20kmの同心円上の全域の営業・就労等の生活基盤を破壊され、地域住民の全員が遠方に避難を余儀なくされた（半径30kmの同心円上においても類似の被害が生じた）ことによる営業損害や就労不能損害である。そうすると、遠方の避難先における営業又は就労は、将来の生活再建の見通しを立てなければならない（あるいは将来の生活再建の見通しも立たない）という状況の下で、勤労に当てることができる時間の全部を営業又は就労に当てることができず、また、重い精神的負担を伴うものであるのが通常である。このような営業又は就労は、一般に容易なものではなく、そこにおける収入もアルバイト的なものにすぎないのが通常である。

2 前記のような避難先における営業又は就労の特殊性を考慮すると、当該営業又は就労は、本件事故がなくても実行されたと見込まれるとか、従来と同等の内容及び安定性・継続性を有するとか、その利益や給与等の額が多額であるなどの特段の事情のある場合でない限り、臨時のアルバイト的な収入であると評価するのが相当であって、営業損害や就労不能損害の損害額から控除しないのが相当である。

なお、この統括基準では、控除しない額の上限を月額30万円としているが、上記の東京電力のプレスリリースを受けて、同年6月26日付「決定（中間収入の非控除について）」（甲D共176号証の11）において非控除限度額の目安を1人月額50万円とすることも差し支えないとしている。

このように、広範な被害が極めて長期間続くという、我が国において先例のないという本件事故の特殊性からすれば「特別の努力」として月額50万円までの中間収入は控除しないことは当然のことである。

3 就労不能損害の支払における合意

5 このように、被害者の収入のうち50万円までは就労不能損害から控除しないという賠償方法は、中間指針第二次追補において本件事故の特殊性故に「特別の努力」と認められる金額は控除しないとした。被告東京電力は、中間指針第二次追補受けて、自らが1人月額50万円という非控除額を設定したのである。

 このような賠償方針と被告東京電力自ら設定した非控除額基準に基づいて、被告東京電力は、被害者からの就労不能損害の請求に対して、その損害発生時期と損害額を認定のうえで賠償を行い、被害者もこれを受領してきた。

10 このような経過に照らせば、被害者と被告東京電力との間では、「月額50万円を超える収入のみを控除するという方法によって、就労不能損害の発生時期と損害額を認定のうえで、その損害を填補する」という合意（和解）に基づき就労不能損害の賠償が行われたものとみるべきである。

15 第12 直接請求やADRにおける被告東京電力の姿勢からも損害についての立証を求めている等の主張は真実に基づかないこと

1 はじめに

20 以上述べてきたように、被告東京電力が主張する、直接請求手続きが多くの場合に実損害額を超える高い水準の賠償額となっている等という事実が存しないことは明らかであるが、被告東京電力の、多くの賠償項目に関し損害の発生及び損害額について立証を求めているという主張や、損害の発生及び具体的な損害額の確定やこれら具体的検討の上での合意を経ていないという主張も、これまでの直接請求やADRにおける被告東京電力の姿勢から、明らかに事実と反していることについても触れておく。

2 被告東京電力の不誠実かつ背信的な賠償姿勢からして損害立証を求めている等の主張は事実に基づかないことが明らかであること

(1) 直接請求における被告東京電力の問題点

被告東京電力の実施する直接請求においては、内容が複雑で求められる記載也多すぎ、多数の批判が寄せられていた。被告東京電力自身、「5つのお約束」をなすにあたって、書類が分厚く記入段階で被害者らに多大な負担をかけ、手続き改善の要望に対しても迅速な対応ができず、「親身・親切」な賠償の基本が欠落していた旨認めていた（甲D共309号証；原子力損害賠償支援機構、被告東京電力「特別事業計画―「親身・親切」な賠償の実現に向けた「緊急特別事業計画」―・17頁）。

また、それ以降も被告東京電力は、中間指針に具体的な記載があるものしか賠償の対象とせず、法や中間指針の趣旨に反した対応をとり続けている、ADRを申し立てると、それ以外の賠償項目についてもADRに和解仲介申立をしたという理由で直接請求の賠償を拒否する、ADRを申し立てた被害者に対して直接請求の請求用紙の配布を拒否する、一度まとめて追加資料の提出を求めればよいのに複数回にわたって追加提出を求める、一度は必ず拒否回答をする、被害者本人の陳述を無視して資料不備を理由とする賠償額査定の低額化をなす、等の問題行動を繰り返している（甲D共310号証；

「原子力損害賠償紛争解決センター活動状況報告書～平成24年における状況について～」・23, 24頁）。

このような苦情が頻発し、文部科学省も被告東京電力に対し文書や口頭による要請を行っていたが、事態は改善しなかった。そのため2013〔平成25〕年3月には、同省から被告東京電力に対して誠意ある対応を徹底するよう要請がなされてそれが公開されるとともに、被害者らに対し同省に設けられた相談窓口が案内されるまでに至った（甲D共311号証；「東京電力株式会社福島原子力発電事故の被害を受けた皆様へ」）。

しかし、そこまでの対応がなされても、なお被告東京電力の不誠実な姿勢は改善されず、翌2013〔平成25〕年度においても同様に、中間指針に記載がない損害の賠償を拒否する事例や、ADRの申立をした被害者に対して直接請求用紙の交付を拒否する等の差別的取扱いが生じていた。⁹この点については、ADRから「被害者に当センターへの申立をためらわせる原因となり、また当センターに申立てを行った被害者への賠償受領を遅滞されることにもなり、あってはならないことである」という、とりわけ強い批判がなされている（以上、甲D共312号証；「原子力損害賠償紛争解決センター活動状況報告書～平成25年における状況について～」20頁）。

このように、被告東京電力の実施する直接請求においては当初から多くの問題点があり、「被害者に寄り添った」ものでもなければ、円滑かつ適切な賠償が進められてきたものともいえない実態があった。

(2) ADRにおける被告東京電力の問題点が繰り返し指摘されていること

2011〔平成23〕年9月以後は、直接請求における賠償が不十分であることや、東電に対して支払いを拒否された賠償について、ADRの和解仲介の申立てがなされるようになった。

しかし、被告東京電力は、「中間指針に明記されていないこと」を理由に和解案を尊重しない対応をとったり、多数の証憑類の提出を求めたり、あるいは因果関係を否認するなどの主張をするなどしたため、和解仲介が円滑に進まない事例が頻発した。ADRからも、「東京電力においては、迅速な紛争解決に役に立つのか疑問なしとしない多量の釈明、資料提出要求がいまだ多」い、と指摘されている（甲D共310号証；「原子力損害賠償紛争解決センター活動状況報告書～平成24年における状況について～」24頁）。

また、平成25年後半からは、手続きの遅延を目的としたとしか思えない上申書が被告東京電力から提出され、その結果、和解成立・和解金支払の遅延と、原紛センターの事務の渋滞を招くという事態が相次ぎ、原紛センター

からは「不当な遅延行為」と断罪されるまでに至った（甲D共312号証；「原子力損害賠償紛争解決センター活動状況報告書～平成25年における状況について～」20頁）。

さらに、2014〔平成26〕年4月以降、被告東京電力が和解案の受諾を拒否する回答を行うケースが複数発生し、同年8月4日付で、統括委員会が「東京電力の和解案への対応に対する総括委員会所見」を公表した。ここでは、被告東京電力の対応について「新・総合特別事業計画において自ら誓約した和解案の尊重を放棄するものというだけでなく、仲介委員が提示した和解案の内容のみならず和解仲介手続自体をも軽視し、ひいては、原子力損害の賠償に関する紛争につき円滑、迅速かつ公正に解決することを目的として設置された当センターの役割を阻害し、原子力損害の賠償に関する法律が定める損害賠償システム自体に対する信頼を、損なうものといわざるを得ず、まことに遺憾である」という所見を公表するまでに至った（甲D共313号証；「東京電力の和解案への対応に対する総括委員会所見」）。

このような被告東京電力のADRにおける不誠実な姿は、その後も改善されるどころか悪化の傾向を辿り、昨年、2020〔令和2〕年3月26日には、文部科学省から、「センターの示す和解案の受諾を拒否したことにより和解仲介手続が打ち切られた案件や、貴社の被害者の方々に対する賠償の姿勢等について、地方公共団体や関係団体から当省に是正を求める要望が寄せられて」いるほか、「国会や原子力損害賠償紛争審査会においても、貴社に対し「3つの誓い」を遵守し、被害者の方々に寄り添って賠償するよう累次意見が示されて」おり、「上記のような状況が続くことは、貴社が自ら定めた「3つの誓い」を遵守していないとの疑念を生じさせかねないと、深く憂慮して」いる、といった要請がなされるまでに至っている（甲D共314号証；文部科学省研究開発局長「原子力損害賠償紛争解決センターにおける和解仲介への対応等に関する要請」）。

(3) 被告東京電力の不誠実性・背信性

以上の経過が示すように、被告東京電力は、中間指針等や原紛センターの和解仲介を尊重すると表明する一方で、実際にはこのように極めく不誠実な態度を繰り返していたのが実情であり、被害について立証のない損害を賠償

5 してきたものではないことはもちろん、誠実な加害者として積極的に被害者に十分な満足を与えるように努めて賠償をしてきたものでは全くなかった。

被害者らが被った損害について、その一部が直接請求 やADRによって支払われたが、最低限の賠償額であるはずの中間指針を超える賠償額が得られることは少なかった。それどころか、既に述べてきたとおり、現在被告東京電力からは、その既に支払われた賠償額すら「過払いが生じており精算すべきである」旨主張され、解決済みの紛争を蒸し返されている状態である。

10

被告東京電力は、「5つのお約束」や「3つの誓い」の中で、被害者に対する賠償を誠実に行うことを公に謳っており、これによって原子力損害賠償・廃炉等支援機構から「損害賠償の履行に充てるための資金」として、総額12兆1327億0933万円の交付がされている（2021年3月11日付資金援助申請までの累計額。甲D共315号証8頁）。このように、事故の被害者らに誠実に対応することを国民に約束し、賠償の資金を公費から取得する一方で、実際にはそれらの約束を反故にして不誠実な姿勢を繰り返す被告東京電力の態度は、被害者に対する関係でも、政府や国民に対する関係でも、「背信行為」を取り続けているというべきものである。

15

20

(4) 小括

以上の事実からすれば、被告東京電力が、被害者に一定程度の立証を求めており、しかも自身の納得する金額でなければ合意に至らず支払いを行っていないことは明らかである。多くの賠償項目に関し損害の発生及び損害額について立証を求めているという主張や、損害の発生及び具体的な損害額の確定やこれら具体的検討の上での合意を経していないという主張が事実

25

ることは明らかである。

以上